消 安 全 第 415 号 令和 4 年 11 月 16 日

都道府県·政令指定都市 消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者安全課長 (公印省略)

子どもの事故に関する注意喚起の周知について(依頼)

平素より、消費者行政の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。 令和4年11月16日、独立行政法人国民生活センターから注意喚起「こどもを抱っこして自転車に乗ることは危険です・転倒・転落によりこどもが頭部に重篤なけがをすることも・」(別添1)が公表されましたのでお知らせいたします。

また、最近、建物から子どもが転落する事故及び自動車内に取り残され熱中症になる事故が発生していることから、あわせて関係する資料を共有いたします(別添2~4)。

各地方公共団体におかれましては、子どもの事故防止のため、別添資料等を御活用いただき、保育園や幼稚園等に子どもを通わせている保護者を始め、管内の消費者に対する周知・啓発に御協力をお願いいたします。

なお、本依頼の内容につきましては、必要に応じて管内の市区町村の関係部署へ御周知 くださいますようお願いいたします。

- (別添1)「こどもを抱っこして自転車に乗ることは危険です-転倒・転落によりこども が頭部に重篤なけがをすることも-」(独立行政法人国民生活センター、令和4 年11月16日公表)
- (別添2)「子どもの転落事故に注意! 落ちるまではあっという間です。事前の対策で事故防止を (消費者庁、令和4年7月20日公表)
- (別添3)子ども安全メールvol.608「転落に注意! 窓やベランダ周りを今一度確認を!」 (消費者庁、令和4年11月7日配信)
- (別添4) 子ども安全メール vol.593「子どもの熱中症対策を心がけましょう!」(消費者 庁、令和4年6月8日配信)

<本件問合せ先>

消費者庁消費者安全課

電話:03-3507-9200 (直通)



【法人番号 4021005002918】

報道発表資料

令和4年11月16日 独立行政法人国民生活センター

こどもを抱っこして自転車に乗ることは危険です - 転倒・転落によりこどもが頭部に重篤なけがをすることも -

1. 目的

幼児が同乗できる自転車については、特に車での幼稚園、保育園への送迎が制限されるケースの多い都市部では他に代替し難い重要な移動手段となっており、今後も高い需要が見込まれます。

医療機関ネットワーク (注1) には、2017年度以降の約6年間に、こどもを抱っこして自転車に同乗させているときに転倒したり、こどもが転落してけがをしたという事例が32件 (注2) 寄せられていました。なお、過去には死亡事例も複数報道されていました。

道路交通上、自転車の乗車人員は、各都道府県の公安委員会規則において規定することとされており、いずれの都道府県公安委員会規則においても、自転車にこどもを同乗させるためには、幼児用座席を使用するか、おんぶしなければならないこととされており、抱っこして同乗させることは道路交通関係法令に違反してしまいます。

一方、市販されている自転車の幼児用座席や自転車用へルメットの対象年齢は、1歳以上のものしかありません。また、こどもの発育状態から、おんぶできるのは首すわり後からとされています (注3)。こうした背景から、やむを得ずこどもを抱っこして自転車に同乗させているケースもあると考えられます。

そこで、こどもを抱っこして自転車に同乗させることの危険性について、消費者に情報提供 するとともに注意喚起することとしました。

- (注1) 消費者庁と国民生活センターとの共同事業で、消費生活において生命または身体に被害が生じた事故に遭い、参画医療機関を受診したことによる事故情報を収集するもので、2010 年 12 月から運用を開始しました。
- (注2) 2017 年度以降受付、2022 年 9 月末日までの伝送分。件数は本公表のために特別に精査したものです。
- (注3) 抱っこひものSG基準では、背負い式(おんぶ)の適用対象年齢を、首がすわった乳児期(4カ月)から36カ月までの間の任意の範囲としています。

2. テスト実施期間

アンケート調査: 2022 年 9 月 検 体 購 入: 2022 年 10 月 テスト期間: 2022 年 10 月

3. こどもの自転車への同乗について

こどもの自転車への同乗については、都道府県公安委員会規則において規定されています。 例えば東京都においては、東京都道路交通規則(表1参照)で定められており、16歳以上の人 が運転し、自転車の幼児用座席を使用する場合と子守バンドなどで背負う場合に限って認めら れています(図1参照)。また、同乗させることができるのは、いずれの方法を組み合わせても 2人までです。違反した場合、2万円以下の罰金または科料が科されます。

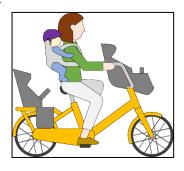
表1. 都道府県公安委員会規則の例(東京都道路交通規則から抜粋)

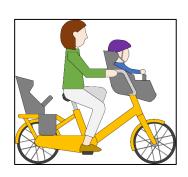
第 10 条 法第 57 条第 2 項の規定により、軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量等の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして運転してはならない。

- (1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。
- ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (ア) 16歳以上の運転者が幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者1人を乗車させるとき。
- (イ) 16歳以上の運転者が幼児2人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。)の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗車させるとき。
- (ウ) 自転車専用若しくは自転車及び歩行者専用の規制(標識令別表第 1 の規制標識のうち、「自転車専用」又は「自転車及び歩行者専用」の標識を用いた法第 8 条第 1 項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部に「タンデム車を除く」の表示がされているものに限る。)が行われている道路又は道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 48 条の 14 第 2 項に規定する自転車専用道路において、タンデム車(2 以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた二輪の自転車をいう。)に、その乗車装置に応じた人員までを乗車させるとき。
- (エ) 三輪の自転車(2以上の幼児用座席を設けているものを除く。)に、その乗車装置に応じた人員までを乗車させるとき。
- イ 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。
- ウ 16 歳以上の運転者が幼児(6 歳未満^(注4)の者をいう。)1 人を子守バンド等で確実に背負つている場合の当該幼児は、ア((イ)及び(ウ)に該当する場合を除く。)及びイの規定の適用については、当該 16 歳以上の運転者の一部とみなす。
- (注4) 都道府県によって年齢は異なります。

くこどもを1人同乗させる場合>







くこどもを2人同乗させる場合>





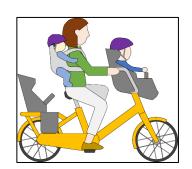


図1. 認められているこどもの自転車への同乗方法

4. 自転車の幼児用座席について

自転車の幼児用座席については、一般財団法人 製品安全協会が定める SG 認定基準「自転車用幼児座席の SG 基準(CPSA0070)」が国内唯一の基準です。基準で定められている自転車用幼児座席は前形と後形の 2 種類あり、対象年齢は1歳以上から小学校就学の始期に達するまで、体重は 8kg 以上 22kg 以下となっています(表 2 参照)。

前形

表2. 自転車用幼児座席の SG 基準(CPSA0070)で定められている概要

(注5) 実際に販売されている後形の多くは、2歳以上を指定または推奨しています。

5. 医療機関ネットワークに寄せられた情報

(1歳以上4歳未満、目安身長 100cm 以下)

15kg 以下用

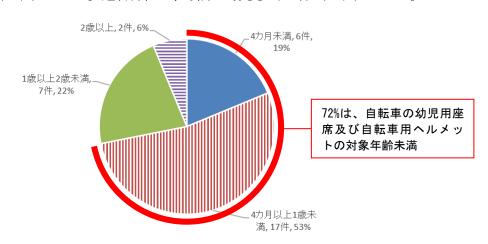
医療機関ネットワークには、2017年4月から2022年9月末日までに、抱っこして自転車に同乗させていたこどもがけがをしたという事例が32件寄せられていました(図2参照)。

22kg 以下用

身長 115cm 以下)

(1歳以上(注5)小学校就学の始期に達するまで、目安

事故のきっかけは、27件(84%)が転倒で、5件(16%)はこどもの転落でした。けがをしたこどもの年齢が1歳未満の事例は23件(72%)あり、一般的に首すわり前とされる4カ月未満の事例は6件(19%)ありました。けがの程度についてみると、入院を要したのは6件(19%)、通院を要したのは6件(19%)でした。危害部位は、頭部が最も多く28件(88%)でした。



<u>図2. けがをしたこどもの年齢(月齢)の内訳(</u>n=32)

主な事例は以下のとおりです。

【事例1】転倒したことによる事例①

保護者が自転車で抱っこひもを装着して走行中に転倒した。保護者は抱っこひもにこどもを対面抱っこでゆっくりと走行。風にあおられた際に自転車が右に倒れ、保護者は前のめりに倒れた。地面はコンクリート。とっさに保護者がこどもの後頭部を抑えたが、抑えきれず右頭部を打撲した。こどもは頭部打撲後すぐに泣いた。受診日にこどもの活気は見られたが、後頭部に陥没あり。頭蓋骨骨折で7日間入院となった。 (事故発生年月:2022年2月、7カ月・男児)

【事例2】転倒したことによる事例②

抱っこひもでこどもを前抱きにして保護者が自転車を運転し、自転車の後部の幼児用座席には 年上のきょうだい(ヘルメット着用)を乗せていた。保護者がT字路の歩道を右折しようとした ところ、右側から曲がってくる自転車に正面衝突し、衝撃で自転車ごと右側に倒れた。その際、 コンクリートの地面にこどもの頭がぶつかり、頭蓋骨骨折、くも膜下出血を来し集中治療室に入 院した。 (事故発生年月:2021年12月、8カ月・男児)

【事例3】こどもが転落したことによる事例

抱っこひもでこどもを抱っこして、保護者が自転車を運転していた。こどもには厚手の洋服を着せていたため少し抱っこひもを緩めていた。歩道から車道に出る段差を通った際に、おそらくこどもが抱っこひもの横から転落した。前を見て運転していたため落ちた瞬間は見ていなかったが、すぐに気づいた。こどもはうつぶせで道路に倒れて泣いており、抱っこして抱っこひもに入れたら泣き止んだが、帰宅後に不機嫌と前額部血腫があり受診。頭頂骨骨折、硬膜外血腫、鎖骨骨折があり集中治療室に入院した。 (事故発生年月:2022年1月、5カ月・女児)

6. 消費者へのアンケート調査

過去3年以内に、こどもを抱っこひも、またはおんぶひも(以下「抱っこひも等」とします。) を使って自転車に同乗させたことがあり、その頻度が週1日以上であった人1,000人に対して、 アンケート調査を行いました(詳細は、「10. 消費者へのアンケート調査の集計結果」参照)。

(1) 抱っこ、またはおんぶでの自転車への同乗について

<u>こどもを抱っこひも等を使用して自転車に同乗させた目的のうち、最も頻度が高かったも</u>のは「幼稚園・保育園への送迎」と回答した人が6割でした

こどもを抱っこひも等を使用して自転車に同乗させた目的のうち、最も頻度が高かったものについて質問したところ、「幼稚園・保育園への送迎」が最も多く、643 人 (64.3%) でした (図3参照)。この回答者に、最も年齢の小さいこどもをどのように同乗させたのかを質問したところ、「抱っこ」が最も多く、338 人 (52.6%) でした。このうち 1 歳未満は 42 人 (12.4%) で、1 歳以上 2 歳未満は 81 人 (24.0%) でした。

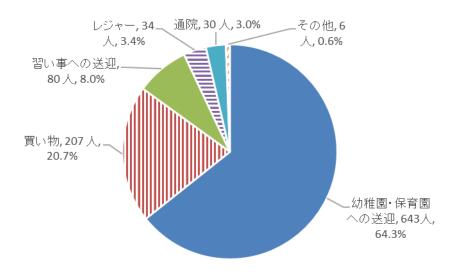


図3. 最も頻度が高かった抱っこ等で同乗させた目的(n=1,000、単回答)

<u>こどもを抱っこひも等を使用して自転車に同乗させた理由は、「こどもの年齢が幼児座席の</u> 対象年齢未満であったから」という回答が最も多くありました

同乗させる手段として、抱っこひも等を使用した理由は、「こどもの年齢が幼児座席の対象 年齢未満であったから」、「幼児座席に乗せるのが不安、危険であると思ったから」が多くあ りました(図4参照)。国内で販売されている多くの自転車の幼児用座席の対象年齢は1歳以 上であり、後形の場合には2歳以上を指定または推奨する商品も多いため、こうした回答が 多くみられたものと考えられました。

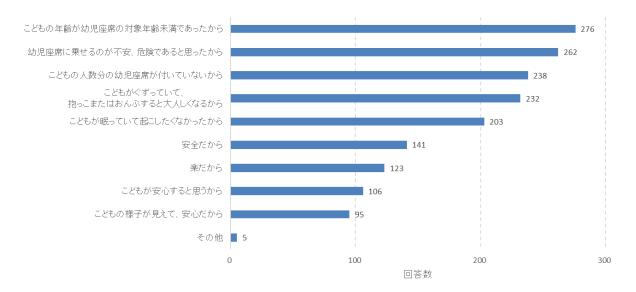


図4. こどもを同乗させる手段として抱っこひも等を使用した理由(n=1,000、複数回答)

<u>こどもをおんぶではなく抱っこして自転車に同乗させた理由は、「おんぶをすることが難し</u>い」という回答が最も多くありました

こどもを抱っこで自転車に同乗させたことがあると回答した人は 654 人でした。この回答者に、「おんぶ」ではなく「抱っこ」を選択した理由を質問したところ、「おんぶをすることが難しいから」という回答が最も多くありました(図 5 参照)。また、「こどもの年齢・月齢からおんぶはできなかったから」と回答した人も 168 人いました。

「おんぶをすることが難しいから」と回答した 237 人が使用していた抱っこひもは、「腰ベルト付き抱っこひも」が 104 人 (43.9%) と最も多く、次いで「腰ベルトなし抱っこひも」で 84 人 (35.4%) でした。これらの抱っこひもは近年主流となっているタイプと考えられます (注6)が、これらを使用しておんぶすることは、抱っこに比べて難しいと感じた人も一定数いるものと考えられました。

(注6) 抱っこひも安全協議会「レポート:(結果詳細)2021年度抱っこひもの安全な使用に関する調査」



腰ベルト付き抱っこひものイメージ



腰ベルトなし抱っこひものイメージ

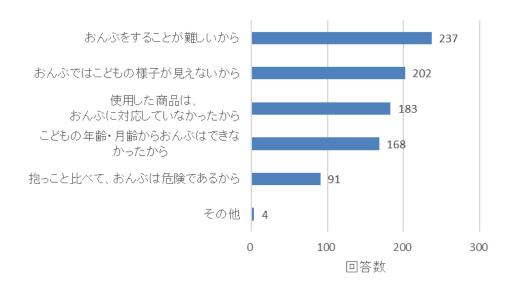


図5. こどもをおんぶではなく、抱っこして自転車に同乗させた理由(n=654、複数回答)

<u>こどもを抱っこして自転車に同乗させた人の半数以上が、それが法令違反になることを認識</u> していました

こどもを抱っこして同乗させたことがあると回答した 654 人に対して「こどもを抱っこしながら自転車に乗ることは法律で認められていないことを当時知っていたか」を質問したところ、「知っていた」と回答した人は 358 人 (54.7%) いました (図6参照)。

「知っていた」と回答した 358 人が、こどもを抱っこして同乗させた目的として最も頻度が高かったものは「幼稚園・保育園への送迎」で 252 人 (70.4%) でした。

また、その理由は「他に適切な移動手段がない」が 163 人 (45.5%) と最も多く、次いで「登園、降園後に行きたいところに行きやすいから」が 112 人 (31.3%) ありました。抱っこして同乗させたこどもの年齢は、1 歳未満が 45 人 (12.5%)、1 歳以上 2 歳未満が 56 人 (15.6%) でした。

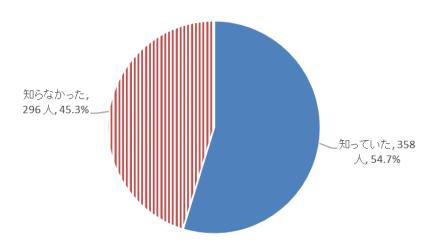


図6. こどもを抱っこして同乗させることが違法であることの認識(n=654、単回答)

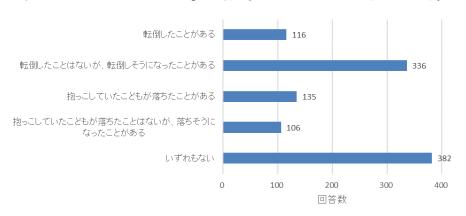
(2) 事故等の経験について

<u>6割の人から、こどもを抱っこして自転車に同乗させていたときに転倒したり、抱っこし</u>ていたこどもが転落した、またはそれらのおそれがあったとの回答がありました

こどもを抱っこして自転車に同乗させていたときに転倒した、抱っこしていたこどもが転落した、あるいはそれらのおそれがあったかを質問したところ、618人(61.8%)が「あった」と回答しました(図7参照)。

転倒した、あるいはそのおそれがあったと回答した人に、その原因を質問したところ、「通行した道路環境に問題があった」が最も多く、「こどもを抱っこしていたため、自転車を思うように操作できなかった」、「こどもを抱っこしていたため、路面等がよく見えなかった」といった、こどもを抱っこしていたことに関連した回答も多くみられました(図8参照)。

こどもが転落した、あるいはそのおそれがあった原因については、「自転車をこぐ足がこど もに当たり、こどもが持ち上げられた」が最も多くみられました(図9参照)。



<u>図7. こどもを抱っこして同乗させた際の転倒、こどもの転</u>落等の経験(n=1,000、複数回答)



図8. 転倒やそのおそれがあった原因(n=452、複数回答)



図9. こどもの転落やそのおそれがあった原因(n=241、複数回答)

<u>こどもを抱っこして自転車に同乗させた際の転倒やこどもの転落によるけがの内容は、頭部</u>のけがが多く、頭蓋内を損傷して入院したという回答もありました

こどもを抱っこして自転車に同乗させた際に転倒したことがあると回答した 116 人に、その時のこどもの年齢を質問したところ、「1 歳未満」は 66 人(56.9%)でした。また、こどものけがの程度は「入院」が 16 人(13.8%)でした(図 10 参照)。けがをした部位で最も回答が多かったのは「足」で 67 人(57.8%)、次いで「頭部」で 62 人(53.4%)でした。このうち、最も重篤と考えられたのは、足では「骨折」で 17 人(14.7%)、頭部では「頭蓋内損傷」で 21 人(18.1%)でした。

一方、こどもが転落したことがあると回答した 135 人に、転落したこどもの年齢を質問したところ、「1 歳未満」は 83 人 (61.5%) でした(図 11 参照)。また、こどものけがの程度は「入院」が 9 人 (6.7%) でした。けがをした部位で最も回答が多かったのは「頭部」で 78 人 (57.8%) でした。このうち、最も重篤と考えられたのは、「頭蓋内損傷」で 18 人 (13.3%) でした。

こどもを抱っこした状態で転倒またはこどもが転落すると、頭部に重篤なけがをする可能性があると考えられました $({}^{({}^{1}}{}^{7}, {}^{8})$ 。

- (注7) 前抱っこ及びおんぶされた状態で転倒した場合、こどもの頭部に加わる最大衝撃荷重は、6カ月児の頭蓋骨骨折の95%リスク値である2,569Nを超え、その2.26~3.47倍であるとの報告があります。 (野村理、宮崎祐介、竹井寛和、寺内真理子、岸部峻、萩原裕亮、北村光司、西田佳史、山中龍宏 "保護者の自転車に子守帯を用いて同乗した乳児の外傷".日本小児科学会雑誌、2019、123巻5号、P.839-848.)
- (注8) 床材がコンクリート (アスファルト) である場合、落下高さが 60cm を超えると HIC (頭部傷害基準値: Head Injury Criteria) は約90%の確率で頭蓋骨骨折等の中程度の頭部損傷が発生する1,000 を超えるとあります。(「抱っこひも等の安全対策~東京都商品等安全対策協議会報告書~」平成26年12月東京都生活文化局)より引用。

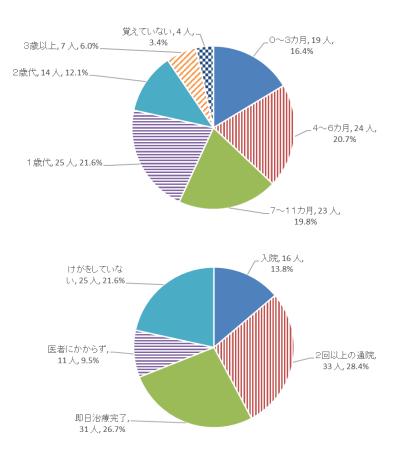


図 10. 転倒したときに抱っこしていたこどもの年齢とけがの程度(n=116、単回答)

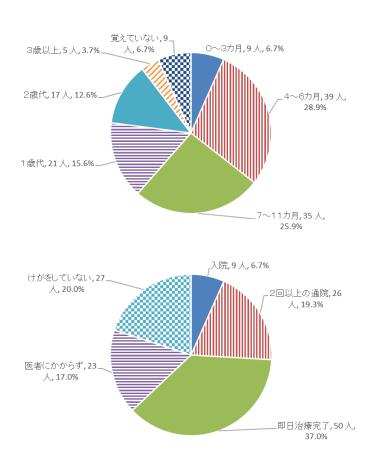


図 11. 抱っこしていて転落したこどもの年齢とけがの程度(n=135、単回答)

7. 再現テスト

6. 消費者へのアンケート調査の結果を参考に、腰ベルト付き抱っこひもでこどものダミー人形(3カ月児相当、身長 $60 \, \mathrm{cm}$ 、体重 $4 \, \mathrm{kg}$)を抱っこして自転車に乗り、転倒及びこどもが転落した場合についての再現テストを行いました。なお、本テストで使用した抱っこひもと自転車は、実際の事故とは関係ありません。

(1) こどもを抱っこして自転車を運転して転倒した場合

<u>こどもを抱っこして自転車を運転すると、視界とハンドル操作が妨げられるおそれがあり</u> ました

消費者へのアンケート調査の結果では、こどもを抱っこして自転車を運転した際に、転倒したり、転倒しそうになった原因として、「こどもを抱っこしていたため、自転車を思うように操作できなかった」、「こどもを抱っこしていたため、路面等がよく見えなかった」という回答が多くみられました。

そこで、実際にこどものダミー人形を抱っこして自転車を運転したところ、ダミー人形によって運転者の足元の視界が妨げられたほか、運転者の腕やハンドルがダミー人形に干渉することによって、ハンドル操作がしづらくなることが確認されました(写真1、2参照)。特に、幼児用座席に他のこどもを乗せた状態では、自転車が重くなり、漕ぎ始めや停止する前の低速走行時にはバランスをとりづらくなるため、転倒のリスクが高まると考えられました。





写真1. 運転者からみた足元の様子





写真2. 運転者のハンドル操作が妨げられる様子

万一、転倒した場合には、運転者はとっさにこどもをかばうことが難しく、こどもの頭部等が路面に打ち付けられ、重篤なけがを負ってしまうおそれがあると考えられました(写真3参照)。



写真3. 転倒した場合のイメージ

(2) こどもを抱っこして自転車を運転中にこどもが転落した場合

抱っこひもの装着が緩いと、隙間からこどもが転落するおそれがあると考えられました

消費者へのアンケート調査の結果では、抱っこひもでこどもを抱っこして自転車に同乗させていた際に、こどもが転落したり、転落しそうなったという回答がみられました。

そこで、実際にこどものダミー人形を抱っこして自転車を運転したところ、抱っこひもの装着が緩く $(^{(\pm 9)}$ 、ペダルを漕ぐ運転者の大腿部やひざによりこどもが持ち上げられた場合に、こどもが抱っこひもの隙間から転落するおそれがあると考えられました(写真4参照)。

(注9)緩い状態とは、肩ベルトを最も緩めた状態としました。





写真4. 運転者のひざでこどもが持ち上げられる様子

万一、こどもが抱っこひもからすり抜けて転落していく場合、運転者はとっさにこどもを支えることが難しく、転落したこどもの頭部等が路面に打ち付けられ、重篤なけがを負ってしまうおそれがあると考えられました(写真5参照)。





写真5. こどもが転落した場合のイメージ

8. 消費者へのアドバイス

(1) <u>こどもを抱っこして自転車を運転すると、転倒したりこどもが転落した場合、こどもの頭</u> <u>部などに重篤なけがをさせるおそれがあり、危険です。こどもを抱っこして同乗させること</u> はやめましょう

消費者へのアンケート調査の結果、抱っこひも等を使用してこどもを同乗させた人のうち、 抱っこしながら同乗させたことがあるという人が約7割いました。

こどもを抱っこして自転車を運転すると足元の視界やハンドル操作が妨げられます。特に、幼児座席に他のこどもを乗せた状態では、自転車が重くなり、漕ぎ始めや停止する前の低速 走行時にはバランスをとりづらくなるため転倒のリスクが高くなります。また、抱っこひも の装着状態によっては、抱っこしているこどもが転落するおそれもあります。

万一、転倒したり、こどもを転落させてしまった場合、こどもの頭部などに重篤なけがを 負わせてしまうおそれがあります。幼児用座席を使用可能な年齢に達したこどもについては、 ヘルメットを着用させ、幼児用座席を使用して同乗させるようにしましょう。

また、こどもを抱っこして自転車に同乗させることは道路交通関係法令にも違反しますので、やめましょう。

(2) 1歳未満のこどもを対象とした自転車用ヘルメットは現在市販されていないため、おんぶ して安全に自転車に同乗させることは困難です。また、自転車乗車時のおんぶを禁止してい る抱っこひもや自転車もありますので、取扱説明書をよく確認しましょう

こどもをおんぶして自転車に同乗させることは道路交通関係法令で認められていますが、 こどもの発育状態として、おんぶできるのは首すわり後からとされています。首すわり後で も、1歳未満のこどもを対象とした自転車用へルメットは現在市販されていませんので、お んぶして安全に同乗させることは困難です。また、おんぶ可能なタイプの抱っこひもでも、 自転車乗車時の使用を禁止しているものがあるほか、自転車によってはこどもをおんぶして 乗車することを禁止しているものもあります。抱っこひも等や自転車の取扱説明書をよく確 認して正しく使用しましょう。

9. 行政への要望

(消費者庁)

(1) こどもを抱っこして自転車に同乗させることのリスクについて、消費者への周知・啓発を 行うよう要望します

消費者へのアンケート調査の結果、こどもを抱っこして自転車に同乗させている人が少なからずいることが明らかとなりました。抱っこして自転車に同乗させると、万一、転倒したり、こどもを転落させてしまった場合、こどもの頭部などに重篤なけがを負わせてしまうおそれがあります。また、道路交通関係法令にも違反することになりますので、抱っこして自転車に同乗させることのリスクについて、消費者への周知、啓発を行うよう要望します。

(文部科学省、厚生労働省)

(2) こどもを自転車に同乗させて幼稚園・保育園への送迎をしている保護者等に対して、抱っ

こして同乗させることの危険性等の注意喚起、啓発を行うよう要望します

消費者へのアンケート調査の結果、幼稚園・保育園への送迎のため、こどもを抱っこして自転車に同乗させている人が少なからずいる実態が明らかとなりました。抱っこして自転車に同乗させると、万一、転倒したり、こどもを転落させてしまった場合、こどもの頭部などに重篤なけがを負わせてしまうおそれがあります。また、道路交通関係法令にも違反することになりますので、こどもを自転車に同乗させて幼稚園・保育園への送迎している保護者等に対して、抱っこして同乗させることの危険性等の注意喚起、及び幼児用座席を使用可能な年齢に達したこどもについては、ヘルメットを着用させ幼児用座席に同乗させるよう啓発することを要望します。

(文部科学省、厚生労働省)

(3) 1歳未満のこどもを自転車に同乗させて幼稚園・保育園への送迎をする状況が発生しない 登降園環境を整備するよう、関係機関への働きかけを要望します

消費者へのアンケート調査の結果、幼稚園・保育園への送迎のため1歳未満のこどもを抱っこして自転車に同乗させている人が少なからずいる実態が明らかとなりました。道路交通関係法令に違反することを知りながらも自転車を使用する理由については、「他に適切な手段がないから」という回答が最も多く、幼稚園・保育園によっては自動車による送迎を制限していたり、適当な交通機関がないケースもあり、やむをえず自転車を使用していることが考えられました。

その一方で、自転車に1歳未満のこどもを同乗させるための幼児用座席及び自転車用へルメットは現在市販されていないため、1歳未満のこどもを安全かつ合法的に同乗させることが困難な状況です。

1歳未満のこどもを自転車に乗せて幼稚園・保育園への送迎をする状況等が発生しない登 降園環境(例として送迎保育ステーション、子育てタクシーの整備、保育園の利用調整段階 からの配慮など)を地域の実情に沿って整備するよう、必要な機関への働きかけを要望しま す。

(警察庁)

(4) こどもを抱っこして自転車に同乗させないよう、引き続き指導、啓発を行うよう要望します

消費者へのアンケート調査の結果、こどもを抱っこして自転車に同乗させている人が少なからずいることが明らかとなりました。抱っこして自転車に同乗させると、万一、転倒したり、こどもを転落させてしまった場合、こどもの頭部などに重篤なけがを負わせてしまうおそれがあります。また、道路交通関係法令にも違反しますので、抱っこして自転車に同乗させないよう、引き続き指導、啓発を行うよう要望します。

〇要望先

消費者庁(法人番号5000012010024)警察庁(法人番号8000012130001)文部科学省(法人番号7000012060001)厚生労働省(法人番号6000012070001)

〇情報提供先

内閣府 (法人番号2000012010019) (法人番号2000012010019) 内閣府 消費者委員会 経済産業省 (法人番号4000012090001) 国土交通省 (法人番号2000012100001) 公益財団法人交通管理技術協会 (法人番号6011105004854) 公益社団法人日本小児科学会 (法人番号5010005018346) 一般財団法人自転車産業振興協会 (法人番号3010405000277) 一般財団法人日本車両検査協会 (法人番号4011505000802) 一般財団法人日本自転車普及協会 (法人番号8010405001023) 一般財団法人製品安全協会 (法人番号1010505002118) 一般社団法人自転車協会 (法人番号6010405010595) 日本自転車軽自動車商協同組合連合会 (法人番号3010405001861) 特定非営利活動法人Safe Kids Japan (法人番号5010905002878) 抱っこひも安全協議会 (法人番号なし)

本件問い合わせ先

商品テスト部:042-758-3165

10. 消費者へのアンケート調査の集計結果

実施時期:2022年9月

実施方法:調査会社の登録モニターを対象としたインターネットアンケート

調査対象:全国の18~69歳の男女で、過去3年以内に、こどもを抱っこひも等を使って自転

車に同乗させたことがあり、その頻度が週1日以上であった人

対象人数:1,000名

※割合は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

※SAは単回答、MAは複数回答です。

Q1 自分が運転する自転車に抱っこひも、またはおんぶひもを使用して、こどもを同乗させたときの自転車について、どのタイプに該当するか、最も近いものを選択してください。(SA)

		回答数	%
	全体	1000	100.0
1	前に幼児座席	205	20.5
2	後ろに幼児座席	395	39.5
3	前後に幼児座席	236	23.6
4	幼児座席なし	164	16.4

Q2A_1_1 同乗させたときのこどもの年齢(または月齢)を、年齢または月齢の低い順に、最大で3人目まで回答してください。 \angle 1人目 \angle 1歳

回答数	1000
平均值	2.3
最小値	0.0
最大値	10.0

Q2A_1_2 同乗させたときのこどもの年齢(または月齢)を、年齢または月齢の低い順に、最大で3人目まで回答してください。 \angle 1人目 \angle 7月

回答数	1000
平均值	3.3
最小値	0.0
最大値	11.0

Q2A_2_1 同乗させたときのこどもの年齢(または月齢)を、年齢または月齢の低い順に、最大で3人目まで回答してください。 \angle 2人目 \angle 歳

回答数	331
平均值	3.6
最小值	0.0
最大值	10.0

Q2A_2_2 同乗させたときのこどもの年齢(または月齢)を、年齢または月齢の低い順に、最大で3人目まで回答してください。 \angle 2人目 \angle 7月

回答数	331
平均值	3.7
最小値	0.0
最大値	11.0

Q2A_3_1 同乗させたときのこどもの年齢(または月齢)を、年齢または月齢の低い順に、最大で3人目まで回答してください。/3人目/歳

回答数	136
平均值	4.9
最小値	0.0
最大値	10.0

Q2A_3_2 同乗させたときのこどもの年齢(または月齢)を、年齢または月齢の低い順に、最大で3人目まで回答してください。/3人目/5月

回答数	136
平均值	3.5
最小値	0.0
最大値	11.0

Q2B_1Q1で回答した自転車に同乗させたときについて教えてください。同乗させたこどもにヘルメットを着用させていましたか?/1人目(SA)

		回答数	%
	全体	1000	100.0
1	ヘルメット着用あり	672	67.2
2	ヘルメット着用なし	328	32.8

Q2B_2Q1で回答した自転車に同乗させたときについて教えてください。同乗させたこどもにヘルメットを着用させていましたか?/2人目(SA)

		回答数	%
	全体	331	100.0
1	ヘルメット着用あり	219	66.2
2	ヘルメット着用なし	112	33.8

Q2B_3Q1で回答した自転車に同乗させたときについて教えてください。同乗させたこどもにヘルメットを着用させていましたか?/3人目(SA)

		回答数	%
	全体	136	100.0
1	ヘルメット着用あり	95	69.9
2	ヘルメット着用なし	41	30.1

Q2C_1Q1で回答した自転車に同乗させたときについて教えてください。同乗させたこどもを、どのように乗せていましたか?/1人目(SA)

		回答数	%
	全体	1000	100.0
1	前の幼児座席	54	5.4
2	後の幼児座席	86	8.6
3	抱っこ	517	51.7
4	おんぶ	339	33.9
5	その他	4	0.4

Q2C_2Q1で回答した自転車に同乗させたときについて教えてください。同乗させたこどもを、どのように乗せていましたか?/2人目(SA)

		回答数	%
	全体	331	100.0
1	前の幼児座席	53	16.0
2	後の幼児座席	108	32.6
3	抱っこ	114	34.4
4	おんぶ	52	15.7
5	その他	4	1.2

Q2C_3Q1で回答した自転車に同乗させたときについて教えてください。同乗させたこどもを、どのように乗せていましたか?/3人目(SA)

		回答数	%
	全体	136	100.0
1	前の幼児座席	11	8.1
2	後の幼児座席	33	24.3
3	抱っこ	23	16.9
4	おんぶ	53	39.0
5	その他	16	11.8

Q3_1 抱っこひも、またはおんぶひも等を使用してこどもを自転車に同乗させた目的のうち、頻度が高かったものを教えてください。/1位(SA)

		回答数	%
	全体	1000	100.0
1	保育園への送迎	490	49.0
2	幼稚園への送迎	153	15.3
3	習い事への送迎	80	8.0
4	買い物	207	20.7
5	レジャー	34	3.4
6	通院	30	3.0
7	その他	6	0.6
8	あてはまるものはない	0	0.0

Q3_2 抱っこひも、またはおんぶひも等を使用してこどもを自転車に同乗させた目的のうち、頻度が高かったものを教えてください。/2位(SA)

		回答数	%
	全体	1000	100.0
1	保育園への送迎	39	3.9
2	幼稚園への送迎	225	22.5
3	習い事への送迎	143	14.3
4	買い物	299	29.9
5	レジャー	94	9.4
6	通院	63	6.3
7	その他	0	0.0
8	あてはまるものはない	137	13.7

Q3_3 抱っこひも、またはおんぶひも等を使用してこどもを自転車に同乗させた目的のうち、頻度が高かったものを教えてください。/3位(SA)

		回答数	%
	全体	1000	100.0
1	保育園への送迎	39	3.9
2	幼稚園への送迎	37	3.7
3	習い事への送迎	208	20.8
4	買い物	127	12.7
5	レジャー	163	16.3
6	通院	181	18.1
7	その他	3	0.3
8	あてはまるものはない	242	24.2

Q4 同乗に際して、抱っこひも、またはおんぶひも等を使用した理由を教えてください。(MA)

		回答数	%
	全体	1000	100.0
1	こどもの人数分の幼児座席が付いていないから	238	23.8
2	こどもの年齢が幼児座席の対象年齢未満であったから	276	27.6
3	幼児座席に乗せるのが不安、危険であると思ったから	262	26.2
4	こどもが眠っていて起こしたくなかったから	203	20.3
5	こどもがぐずっていて、抱っこまたはおんぶすると大人しくなるから	232	23.2
6	安全だから	141	14.1
7	楽だから	123	12.3
8	こどもの様子が見えて、安心だから	95	9.5
9	こどもが安心すると思うから	106	10.6
10	その他	5	0.5

Q5 おんぶではなく、抱っこをした理由を教えてください。(MA)

		回答数	%
	全体	654	100.0
1	こどもの年齢・月齢からおんぶはできなかったから	168	25.7
2	使用した商品は、おんぶに対応していなかったから	183	28.0
3	おんぶをすることが難しいから	237	36.2
4	おんぶではこどもの様子が見えないから	202	30.9
5	抱っこと比べて、おんぶは危険であるから	91	13.9
6	その他	4	0.6

Q6 保育園または幼稚園への送迎に、自転車を使用した理由を教えてください。(MA)

		回答数	%
	全体	764	100.0
	他に適切な移動手段がないから(自家用車による送迎が禁止・制限されている、自		
1	家用車がない、歩くと時間がかかりすぎる、こどもを抱っこして荷物持っての移動は	391	51.2
	大変、公共交通機関が使用できないなど)		
2	こどもが喜ぶから	188	24.6
3	登園、降園後に行きたいところに行きやすいから(例えば登園のあとに通勤で使用	271	25.5
3	する、降園のあとに買い物で使用するなど)	2/1	35.5
4	速いから	120	15.7
5	安価であるから	87	11.4
6	安全であるから	60	7.9
7	公共交通機関を使用したくないから	41	5.4
8	その他	3	0.4

Q7 保育園または幼稚園への送迎に、自転車以外の移動手段が利用できたとしたら、どのような手段を利用したかったですか?(MA)

		回答数	%
	全体	391	100.0
1	自家用車	228	58.3
2	路線バス	83	21.2
3	送迎バス	136	34.8
4	電車	45	11.5
5	自転車以外になかった	51	13.0
6	その他	3	0.8

Q8Q3で回答した目的において、荒天時などの代替として利用したことがある交通手段があれば全て教えてください。 (MA)

		回答数	%
	全体	1000	100.0
1	徒歩(ベビーカーを含む)	461	46.1
2	路線バス、電車などの公共交通機関	311	31.1
3	自家用車	364	36.4
4	タクシー	125	12.5
5	なし(自転車を利用した)	98	9.8

Q9 自転車でこどもを「抱っこ」または「おんぶ」した際に、使用した商品を教えてください。複数ある場合は、こどもの年齢(または月齢)が最も低かったときに使用したものを教えてください。(SA)

		回答数	%
	全体	1000	100.0
1	腰ベルト付き抱っこひも	452	45.2
2	腰ベルトなし抱っこひも	277	27.7
3	スリング	21	2.1
4	ヒップシート	35	3.5
5	ひもで結ぶタイプの抱っこひも・おんぶひも	164	16.4
6	ラップ	46	4.6
7	その他	5	0.5

Q10 こどもを抱っこしながら自転車に乗ることは法律で認められていないことを当時、知っていましたか?(SA)

		回答数	%
	全体	654	100.0
1	知っていた	358	54.7
2	知らなかった	296	45.3

Q11 こどもを抱っこして自転車を運転していたときに、転倒した、抱っこしていたこどもが落ちた、あるいはそれらの恐れがあったことはありますか?(MA)

		回答数	%
	全体	1000	100.0
1	転倒したことがある	116	11.6
2	転倒したことはないが、転倒しそうになったことがある	336	33.6
3	抱っこしていたこどもが落ちたことがある	135	13.5
4	抱っこしていたこどもが落ちたことはないが、落ちそうになったことがある	106	10.6
5	いずれもない	382	38.2

Q12 転倒した、あるいはその恐れがあった原因を教えてください。(MA)

		回答数	%
	全体	452	100.0
1	こどもを抱っこしていたため、自転車を思うように操作できなかった	122	27.0
2	こどもを抱っこしていたため、路面等がよく見えなかった	114	25.2
3	通行した道路環境に問題があった(マンホールでタイヤが滑った、路上に障害物があったなど)	195	43.1
4	前後の座席にこどもを乗せていたため、自転車が重く、バランスを崩した	108	23.9
<u> </u>			
5	前後の座席に同乗していたこどもが暴れた	72	15.9
6	抱っこしていたこどもが暴れた	52	11.5
7	自転車が故障し(てい)た	43	9.5
8	歩行者、他人の運転する自転車、自動車とぶつかった、あるいはぶつかりそうになっ た	53	11.7
9	自分の不注意	36	8.0
10	特に思い当たることはない	9	2.0
11	その他	1	0.2

Q13_1 転倒した時の詳細を教えてください。/抱っこしていた子の年齢または月齢(SA)

		回答数	%
	全体	116	100.0
1	0~3カ月	19	16.4
2	4~6カ月	24	20.7
3	7~11カ月	23	19.8
4	1歳代	25	21.6
5	2歳代	14	12.1
6	3歳以上	7	6.0
7	覚えていない	4	3.4

Q13_2 転倒した時の詳細を教えてください。/天気(SA)

		回答数	%
	全体	116	100.0
1	晴れ	54	46.6
2	くもり	38	32.8
3	雨	21	18.1
4	雪	3	2.6

Q13_3 転倒した時の詳細を教えてください。/抱っこしていた子のけがの程度(SA)

		回答数	%
	全体	116	100.0
1	入院	16	13.8
2	2回以上の通院	33	28.4
3	即日治療完了	31	26.7
4	医者にかからず	11	9.5
5	けがをしていない	25	21.6

Q14_1 その時に抱っこしていたこどもの、けがをした部位ごとにけがの内容を教えてください。/頭部(MA)

		回答数	%
	全体	91	100.0
1	頭蓋内損傷	21	23.1
2	骨折	20	22.0
3	傷・打撲	21	23.1
4	その他	10	11.0
5	この部位はけがをしなかった	29	31.9

Q14_2 その時に抱っこしていたこどもの、けがをした部位ごとにけがの内容を教えてください。/胸部(MA)

		回答数	%
	全体	91	100.0
1	頭蓋内損傷	0	0.0
2	骨折	25	27.5
3	傷・打撲	26	28.6
4	その他	7	7.7
5	この部位はけがをしなかった	38	41.8

Q14_3 その時に抱っこしていたこどもの、けがをした部位ごとにけがの内容を教えてください。/腹部(MA)

		回答数	%
	全体	91	100.0
1	頭蓋内損傷	0	0.0
2	骨折	24	26.4
3	傷·打撲	19	20.9
4	その他	11	12.1
5	この部位はけがをしなかった	40	44.0

Q14_4 その時に抱っこしていたこどもの、けがをした部位ごとにけがの内容を教えてください。/腰部(MA)

		回答数	%
	全体	91	100.0
1	頭蓋内損傷	0	0.0
2	骨折	20	22.0
3	傷・打撲	18	19.8
4	その他	12	13.2
5	この部位はけがをしなかった	45	49.5

Q14_5 その時に抱っこしていたこどもの、けがをした部位ごとにけがの内容を教えてください。/臀部(MA)

		回答数	%
	全体	91	100.0
1	頭蓋内損傷	0	0.0
2	骨折	20	22.0
3	傷・打撲	17	18.7
4	その他	10	11.0
5	この部位はけがをしなかった	46	50.5

Q14_6 その時に抱っこしていたこどもの、けがをした部位ごとにけがの内容を教えてください。/腕(MA)

		回答数	%
	全体	91	100.0
1	頭蓋内損傷	0	0.0
2	骨折	23	25.3
3	傷·打撲	21	23.1
4	その他	13	14.3
5	この部位はけがをしなかった	38	41.8

Q14_7 その時に抱っこしていたこどもの、けがをした部位ごとにけがの内容を教えてください。/足(MA)

		回答数	%
	全体	91	100.0
1	頭蓋内損傷	0	0.0
2	骨折	17	18.7
3	傷・打撲	38	41.8
4	その他	14	15.4
5	この部位はけがをしなかった	24	26.4

Q14_8 その時に抱っこしていたこどもの、けがをした部位ごとにけがの内容を教えてください。/ その他(MA)

		回答数	%
	全体	91	100.0
1	頭蓋内損傷	0	0.0
2	骨折	19	20.9
3	傷・打撲	16	17.6
4	その他	9	9.9
5	この部位はけがをしなかった	50	54.9

Q15こどもが抱っこひもから落ちた、あるいは落ちそうになった原因が分かれば教えてください。(MA)

		回答数	%
	全体	241	100.0
1	抱っこひもの装着状態に問題があった	46	19.1
2	抱っこひもからこどもが自力で抜け出した	63	26.1
3	抱っこひもが壊れていた	71	29.5
4	自転車をこぐ足がこどもに当たり、こどもが持ち上げられた	115	47.7
5	原因は分からない	26	10.8
6	その他	1	0.4

Q16_1 こどもが抱っこひもから落ちた時の詳細を教えてください。/抱っこひもから落ちた子の年齢または月齢(SA)

		回答数	%
	全体	135	100.0
1	0~3カ月	9	6.7
2	4~6カ月	39	28.9
3	7~11カ月	35	25.9
4	1歳代	21	15.6
5	2歳代	17	12.6
6	3歳以上	5	3.7
7	覚えていない	9	6.7

Q16_2 こどもが抱っこひもから落ちた時の詳細を教えてください。/天気(SA)

		回答数	%
	全体	135	100.0
1	晴れ	40	29.6
2	くもり	64	47.4
3	雨	30	22.2
4	雪	1	0.7

Q16_3 こどもが抱っこひもから落ちた時の詳細を教えてください。/抱っこひもから落ちた子のけがの程度(SA)

		回答数	%
	全体	135	100.0
1	入院	9	6.7
2	2回以上の通院	26	19.3
3	即日治療完了	50	37.0
4	医者にかからず	23	17.0
5	けがをしていない	27	20.0

Q17_1 その時に抱っこひもから落ちたこどもの、けがをした部位ごとにけがの内容を教えてください。/頭部(MA)

		回答数	%
	全体	108	100.0
1	頭蓋内損傷	18	16.7
2	骨折	22	20.4
3	傷·打撲	31	28.7
4	その他	13	12.0
5	この部位はけがをしなかった	30	27.8

Q17_2 その時に抱っこひもから落ちたこどもの、けがをした部位ごとにけがの内容を教えてください。/胸部(MA)

		回答数	%
	全体	108	100.0
1	頭蓋内損傷	0	0.0
2	骨折	23	21.3
3	傷・打撲	23	21.3
4	その他	20	18.5
5	この部位はけがをしなかった	43	39.8

Q17_3 その時に抱っこひもから落ちたこどもの、けがをした部位ごとにけがの内容を教えてください。/腹部(MA)

		回答数	%
	全体	108	100.0
1	頭蓋内損傷	0	0.0
2	骨折	16	14.8
3	傷・打撲	30	27.8
4	その他	16	14.8
5	この部位はけがをしなかった	48	44.4

Q17_4 その時に抱っこひもから落ちたこどもの、けがをした部位ごとにけがの内容を教えてください。/腰部(MA)

		回答数	%
	全体	108	100.0
1	頭蓋内損傷	0	0.0
2	骨折	18	16.7
3	傷・打撲	26	24.1
4	その他	23	21.3
5	この部位はけがをしなかった	44	40.7

Q17_5 その時に抱っこひもから落ちたこどもの、けがをした部位ごとにけがの内容を教えてください。/臀部(MA)

		回答数	%
	全体	108	100.0
1	頭蓋内損傷	0	0.0
2	骨折	20	18.5
3	傷•打撲	25	23.1
4	その他	15	13.9
5	この部位はけがをしなかった	48	44.4

Q17_6 その時に抱っこひもから落ちたこどもの、けがをした部位ごとにけがの内容を教えてください。/腕(MA)

		回答数	%
	全体	108	100.0
1	頭蓋内損傷	0	0.0
2	骨折	13	12.0
3	傷・打撲	35	32.4
4	その他	23	21.3
5	この部位はけがをしなかった	44	40.7

Q17_7 その時に抱っこひもから落ちたこどもの、けがをした部位ごとにけがの内容を教えてください。/足(MA)

		回答数	%
	全体	108	100.0
1	頭蓋内損傷	0	0.0
2	骨折	13	12.0
3	傷・打撲	34	31.5
4	その他	29	26.9
5	この部位はけがをしなかった	34	31.5

Q17_8 その時に抱っこひもから落ちたこどもの、けがをした部位ごとにけがの内容を教えてください。/その他(MA)

		回答数	%
	全体	108	100.0
1	頭蓋内損傷	0	0.0
2	骨折	16	14.8
3	傷•打撲	22	20.4
4	その他	23	21.3
5	この部位はけがをしなかった	47	43.5





News Release

令和4年7月20日

子どもの転落事故に注意! -落ちるまではあっという間です。事前の対策で事故防止を-

消費者庁が実施した調査では、乳幼児の育児経験がある消費者の約4割が子育て中に転落事故¹の経験があり、その約3割が医療機関を受診した経験があると回答しています²。東京消防庁「緊急搬送データ」においても、子どもの転落は各年代で多い事故の種類の一つであり、日常生活の中で多くの転落事故が発生している様子がうかがえます。また、厚生労働省「人口動態調査」によると、9歳以下の子どもの建物からの転落により、夏を中心に令和2年までの5年間で21人亡くなっています。

医療機関を通じて消費者庁に寄せられた事故情報では、入院を必要とする事故のうち転落事故が最も多く約3割を占めていました。その約6割が頭部を受傷し、高い所に限らず比較的低い所からの転落であっても、頭部の骨折や頭蓋内損傷の事故が発生していました。

転落事故は落ち始めて地面に着くまであっという間です。見守りは大切ですが、 保護者が常に目を離さずにいることは難しく、仮に見ていてもすぐそばにいなければ拾い上げることは困難です。重大な事故を防ぐためには、子どもの転落事故の 特徴を知り、事前の対策を取ることが大切です。

<子どもの転落事故の特徴>

- · 発達段階によって事故が起こりやすい場所や状況が変わる
- ・ 頭部から落下しやすい (小さな子どもは体の大きさに比べて頭が大きく重心 の位置が高い)
- 思わぬところに登ろうとしたり、いろいろな遊び方をする

¹「転落」(身体が階段等に接しながら転がり落ちる)と「墜落」(身体が完全に宙に浮いた状態で落ちる)がありますが、本資料では墜落事故を含めて転落事故と表現しています。

⁽参考) 一般社団法人日本救急医学会 医学用語 解説集 「墜落」

https://www.jaam.jp/dictionary/dictionary/word/0901.html

² 消費者庁「令和4年7月消費生活意識調査結果について」(令和4年7月20日) https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_research_cms201_220720_01.pdf

子どもの転落事故を防止するためのポイント

落ち始めて地面に着くまであっという間です。重大な事故を防ぐためには事前の対策が大切です。(以下、年代や受傷部位については、医療機関を通じて消費者庁に寄せられた 14歳以下の子どもの転落事故のうち、入院を必要とする事故についてまとめたもの。3を参照。)

遊具からの転落

- 3~8歳を中心に幅広い年代で発生
- 受傷部位は腕や頭が多い
- 様々な遊び方をする

<ポイント>

- ☑ 施設や遊具の対象年齢を守る
- ☑ 6歳以下の幼児には保護者が付き添う
- ☑ 危険な遊び方をさせない
- ☑ 子どもの服装や持ち物に注意する(引っ掛かるおそれ)
- ☑ 天候にも気を付ける(高温、雨による滑り等)
- ☑ 遊具の不具合や破損があれば、利用を控えて管理者に連絡する

家具等からの転落

- 0歳を中心に低年齢の子どもで発生
- 受傷部位は頭が多い
- 保護者が子どもを置いて目を離した隙に転落する事故が目立つ <ポイント>
- ☑ できるだけベビーベッドに寝かせ、転落防止用の柵は常に上げる
- ☑ 転落の二次的な事故を防ぐために、けがや窒息につながる物を 周囲に置かない
- ☑ 乳幼児用製品は取扱説明書に従いベルト等を適切に使用する
- ☑ 一時的であってもテーブル等の高さのある所に寝かせない

抱っこ・おんぶ等からの転落

- 0歳で多く発生
- 受傷部位は頭がほとんど
- 抱っこひも使用中の事故も発生
- 保護者が立っている場合、子どもの落下高さは1mを超える <ポイント>
- ☑ おんぶや抱っこをする時・降ろす時は低い姿勢で行う
- ☑ 抱っこひもで前にかがむ際は、必ず子どもを手で支える
- ☑ 抱っこひものバックル類の留め具やベルトの緩みを確認する









階段等からの転落

- ハイハイから歩き始める 1 歳前後に多く発生
- 頭を中心に受傷。全身を打撲する場合もある

<ポイント>

- ☑ ベビーゲートを正しく取り付け、常に閉めてロックをかける
- ☑ 設置したベビーゲートは定期的に確認する
- ☑ ベビーゲートの対象年齢を超えたら使用をやめる



窓・ベランダ等からの転落

- 3~8歳を中心に幅広い年代で発生
- 頭を中心に広範囲を受傷
- 高所からの落下は生命に関わる重大なけがにつながるおそれ

<ポイント>

- ☑ 子どもが勝手に窓を開けたり、ベランダに出たりしないように、 窓には子どもの手の届かない位置に補助錠を付ける
- ☑ 窓やベランダの手すり付近に足場になるようなものを置かない
- ☑ 窓、網戸、ベランダの手すり等に劣化がないか定期的に点検する
- ☑ 小さな子どもだけを家に残して外出しない
- ☑ 窓を開けた部屋やベランダでは小さな子どもだけで遊ばせない
- ☑ 窓枠や出窓に座って遊んだり、窓や網戸に寄りかかったりさせない





(イラスト 政府広報オンライン³)

子ども向けの製品を入手する際の注意点

- ☑ 安全に配慮された製品を選ぶ
 - 対象年齢、使用方法、安全に配慮されたことを示すマーク等を確認
- ☑ 中古品は製品の状態をよく確認し、取扱説明書も同時に入手 リコール対象製品でないこと⁴、製品の修理・改造、不具合の有無、製造年などの 情報、付属品や消耗品も含めて製品の状態をよく確認⁵





³ 政府広報オンライン「ご注意ください!窓やベランダからの子どもの転落事故」 https://gov-online.go.jp/useful/article/202107/3.html

⁴ 消費者庁「リコール情報サイト」では、事業者の届出等により関係行政機関等が公表しているリコール情報や、事業者から任意で提供のあった消費者向け商品に関するリコール情報を集約して消費者に提供。 https://www.recall.caa.go.jp/

⁵独立行政法人製品評価技術基盤機構「中古品の見えない危険に注意~製品の情報をしっかり確認~」 (令和3年 10 月 28 日) https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2021fy/prs21102801.html

1 厚生労働省「人口動態調査」

厚生労働省「人口動態調査」⁶によると、平成28年から令和2年までの5年間における9歳以下の子どもの建物からの転落による死亡事故は21件で、3~4歳がともに5件と最も多く、場所別にみると、「ベランダ」からの転落が8件、「窓」からの転落が4件などとなっています。また、時期別にみると「5~6月」「7~8月」がともに7件と、初夏から夏にかけて多くなっています。

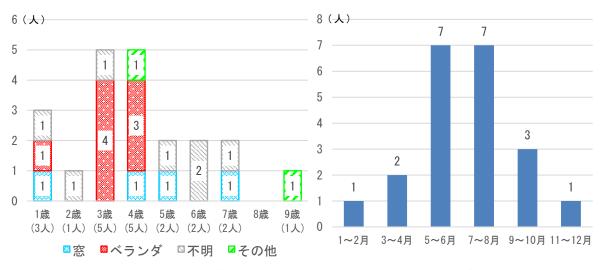


図 1 年齢別の建物からの転落による 死亡数 (n=21) (厚生労働省「人口動態調査」)

図2 建物からの転落による 時期別死亡数 (n=21) (厚生労働省「人口動態調査」)

2 東京消防庁「緊急搬送データ」

東京消防庁「緊急搬送データ」⁷によると、平成28年から令和2年までの5年間における12歳以下の子どもの事故種類別の緊急搬送人員をみると、各年齢を通じて、「転落」「転倒」⁸の割合が高くなっており、0歳~1歳は「転落」による事故が最も多く、子どもの成長に伴った運動機能の発達とともに行動範囲が広がり、2歳~5歳では「転倒」に次いで「転落」による事故が、6歳~12歳は「転倒」「ぶつかる」に次いで、「転落」による事故が多くなっています。

⁶ 厚生労働省「人口動態調査」平成 28 年から令和 2 年までの情報を基に消費者庁で作成 (図 1 ~ 図 2)。調査票情報を利用して独自に集計をしており、公表数値とは一致しない場合がある。

⁷ 東京消防庁「救急搬送データから見る日常生活事故の実態」平成 28 年から令和 2 年までの情報を基 に消費者庁で作成 (図 3 ~ 4)。

^{*} 東京消防庁では「落ちる」「ころぶ」が使用されているが、本資料ではそれぞれ「転落」「転倒」と表記している。

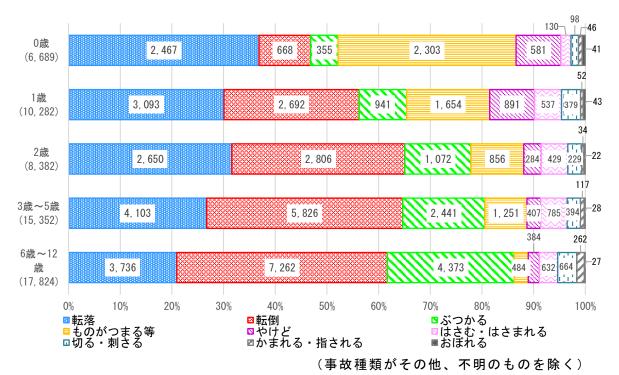


図3 年齢別・事故種類別の緊急搬送人数 (東京消防庁「緊急搬送データ」)

令和2年における転落事故の発生の多かった要因(上位五つ)についてみると、0歳は、「ベッド」からの転落事故が最も多く、1歳~12歳は「階段」からの転落事故が最も多くなっています。

(件数)

	1位	2位	3位	4 位	5位
O歳	ベッド	人	階段	ソファ	椅子
	123	84	43	39	28
1 歳	階段	椅子	ベッド	ソファ	自転車の補助イス
	142	93	51	38	37
2歳	階段	椅子	自転車の補助イス	ベッド	滑り台
	135	47	31	30	29
3~5歳	階段	椅子	ソファ	ベッド	自転車の補助イス
	140	90	57	55	50
6~12歳	階段	滑り台	うんてい	植物	ブランコ
	65	65	54	47	38

図4 転落事故発生の多かった要因 (上位五つ) (令和2年) (東京消防庁「緊急搬送データ」)

3 医療機関から寄せられた入院を必要とする転落事故の情報

(1) 概要

医療機関を通じて消費者庁に寄せられた事故情報 9 のうち、入院を必要とする 14歳以下の子どもの事故は、平成 29年4月から令和4年3月までの5年間で 1,258件あり、事故のきっかけ別にみると、「転落」による事故が 412件 (32.8%) と最も多くなっています。

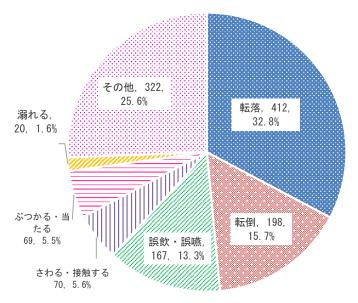


図 5 入院を必要とする事故のきっかけ別件数 (n=1, 258) (医療機関ネットワーク事業)

入院を必要とする転落事故について、年齢別にみると、「O歳」が 102 件 (24.8%) と最も多く、5歳以下が 281 件で約7割を占めています。

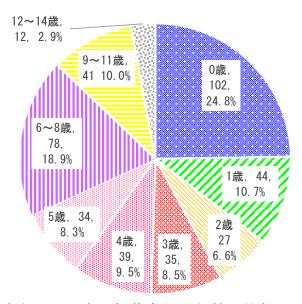


図 6 入院を必要とする転落事故の年齢別件数 (n=412) (医療機関ネットワーク事業)

⁹ 「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関(令和4年3月末時点で30機関が参画)から 事故情報を収集し、再発防止にいかすことを目的とした、消費者庁と独立行政法人国民生活センター との共同事業(平成22年12月運用開始)。ただし、医療機関数は変動している。件数、分類等は本 件のために消費者庁で整理したもの。

発生場所別にみると、「遊具」が 127 件 (30.8%) で最も多く、「家具等」が 97 件 (23.5%) 、「抱っこ・おんぶ等」62 件 (15.0%) 、「階段等」39 件 (9.5%) 、「窓・ベランダ等」30 件 (7.3%) と続きます。

発生場所を年齢別にみると、O歳では「家具等」「抱っこ・おんぶ等」の割合が高く、1歳では「家具等」「階段等」、2歳では「家具等」「階段等」に加えて「遊具」が多くなります。3~5歳では「遊具」が最も多く、「窓・ベランダ等」を含めて様々な場所から転落しています。6~11歳では「遊具」が中心となり、続いて「窓・ベランダ等」が多くなっています。12~14歳では件数は少ないものの、「遊具」に続いて、「階段等」でつまずくなどして転落しています。

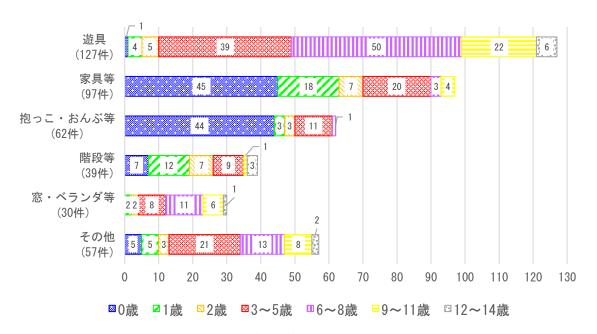


図 7 入院を必要とする転落事故の発生場所別件数 (n=412) (医療機関ネットワーク事業)

主たる危害部位10・危害症状別にみると、「頭部・顔面・首」の受傷が最も 多く、117件(約5割)が「骨折」、49件(約2割)が「頭蓋内損傷」の症 状となっています。また、次に多い「腕・手」では、ほぼ「骨折」の症状と なっています。「胴体」を負傷した事例では、腹部を強く打つなどして「内 蔵損傷」を負った事例もみられました。

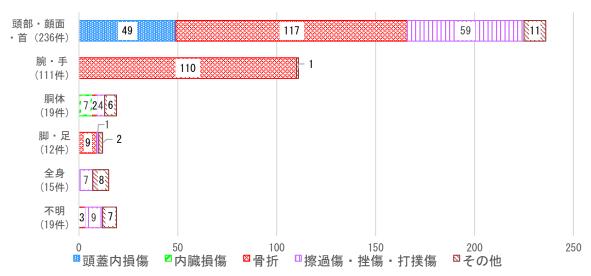


図 8 入院を必要とする転落事故の主たる危害部位・症状別件数 (n=412) (医療機関ネットワーク事業)

入院を必要とする転落事故について、転落したおおよその高さの情報¹¹が ある 250 件の危害症状をみると、比較的低い位置からの転落でも「頭蓋内損 傷」や「骨折」が発生しています。

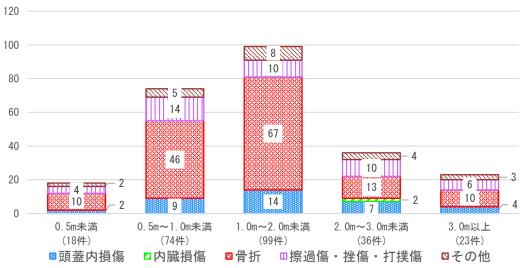


図 9 転落の高さ・主な危害症状別件数(高さの情報がある入院事例 n=250) (医療機関ネットワーク事業)

¹⁰ 医療機関ネットワーク事業における危害部位について、本資料では次のように整理した。 「頭部・顔面・首」: 頭部、顔面、眼、耳・平衡器、口・口腔・歯、鼻・咽頭、首、気道

[「]腕・手」: 上腕(肩)、前腕、手掌・手背(手首)、手指

[「]胴体」: 胸部・背部、腹部、腰部・臀部、会陰部

[「]脚・足」: 大腿、下腿、足首、足指

[「]全身」: 全身

¹¹ 受診時の保護者等の申出情報に基づく。家具等の名称や階段の段数の記載はあるが、具体的な数値 の記載がないものは、250件には含まれていない。

(2)入院を必要とする転落事故の主な場所別の状況12

① 游具

ア 概要

遊具から転落して入院を必要とする事故は 127 件で約7割の89件が3~8歳でした(図7)。男女別にみると、男性が80件で、女性 47件の約1.7倍でした。



遊具の種類別にみると、「すべり台」の事 故が31件(24.4%)と最も多く、次いで「ジ

ャングルジム」の事故が 16 件(12.6%)、「うんてい」及び「ブランコ」 の事故がそれぞれ 14 件(11.0%)などとなっています。

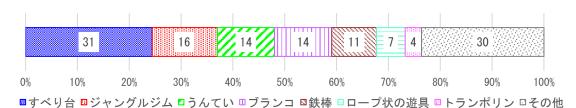


図 10 遊具からの転落事故における遊具の種類別件数 (入院事例 n=127) (医療機関ネットワーク事業)

主たる危害部位別にみると、「腕・手」の受傷が 60 件と最も多く、「うんてい」「すべり台」「ジャングルジム」での事故が多くなっています。また「頭部・顔面・首」の受傷は 50 件で、「すべり台」「ブランコ」等による事故が多くなっています。「うんてい」では 14 件中 13 件で「腕・手」を受傷していました。

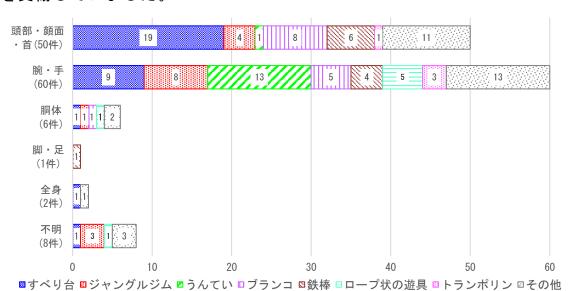


図 11 遊具からの転落における主たる危害部位別件数 (入院事例 n=127) (医療機関ネットワーク事業)

 $^{^{12}}$ 本資料では、医療機関ネットワーク事業で寄せられた 14 歳以下の子どもの事故情報(平成 29 年 4 月から令和 4 年 3 月まで)のうち、治療の必要性と処置状況が「要入院」であって、事故のきっかけが「転落」である 412 件の事故情報について整理した。

イ 主な事故事例

【事例1(すべり台を逆向きに登り落下)】

すべり台を逆向きに登り、2mの高さから落下した。近くにいた保護者が落下に気が付いて駆け寄ったところ、いびきのような呼吸をしていたため救急要請した。頭部を含む全身の打撲のため2日間の入院となった。

(事故発生:令和元年11月、6歳女児)

【事例2 (すべり台で他の子どもに押されて落下)】

校庭のすべり台を使って鬼ごっこをしていたときに、後ろから滑り降りてきた複数の子どもに押されて、すべり台の途中から横に身体が飛び出し、グラウンドに落下した。しばらくして嘔吐があり受診したところ、腎臓の損傷と顔や腹部の打撲のため、約2週間入院となった。

(事故発生:令和元年6月、7歳女児)

【事例3(ジャングルジムから落下して引っ掛かる)】

小学校のジャングルジムで遊んでいたところ、約2mの高さから落下した。ジャングルジムの一番下の横棒に腹部から「く」の字に曲がるように引っ掛かった。救急外来を受診したところ、脾臓が破裂し、腹腔内に出血しており、約3週間の入院となった。

(事故発生:平成29年6月、5歳女児)

【事例4 (<u>うんてい</u>に届かず落下)】

上の子がうんていで遊んでいるのを見て、本人もやろうとしたところ、身長が低かったため、棒に指先しか届かず左ひじを下にした状態で落下した。上腕を骨折し手 術のため入院となった。

(事故発生:令和元年8月、5歳男児)

【事例5(ブランコで手を離して落下)】

公園のブランコで立ちこぎをしていたところ、誤って手を離してしまい、後頭部から落下した。帰宅後嘔吐したため病院を受診したところ、頭部打撲と脳振盪の疑いのため2日間の入院となった。

(事故発生:令和2年4月、8歳女児)

ウ 事故防止のためのポイント

事故の多い3~8歳は、よちよち歩きの段階を超え、大人が基本的にすることを一部行い始め、徐々に見守りを受けなくなるが、その行動は衝動的で予測できない年代です¹³。

都市公園の遊具の安全確保については国土交通省⁴の指針により、公園

¹³ JIS Z8050:2016「安全側面―規格及びその他の仕様書における子どもの安全の指針」4.2 年齢区分の呼び方 を参照。

¹⁴ 国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」(平成 26 年 6 月) https://www.mlit.go.jp/common/000022126.pdf

管理者が配慮すべき事項が示されています。同指針では、「子どもが遊びを通して冒険や挑戦をすることは自然な行為であり、子どもは予期しない遊びをすることがある。」「子どもは、さまざまな遊び方を思いつくものであり、遊具を本来の目的とは異なる遊びに用いることもある。」とされる一方で、「不適切な行動や遊ぶのには不適切な服装や持ち物は人的ハザードである。」と書かれています。

遊具の中には高い構造のものもあり、落下した場合には大きなけがにつながります。適切に設計、管理された遊具で遊ぶ上でも、利用者や見守る人が以下の点15に注意して、重大な事故を避けましょう。

(ア)施設や遊具の対象年齢を守りましょう。

施設や公園の遊具の対象年齢を確認し、年齢に合った遊具で遊ばせましょう。

(イ) 6歳以下の幼児には保護者が付き添いましょう。

保護者が一緒にいても、目を離した瞬間の事故も起きています。特に 小さな子どもが高さのある遊具を使う場合は、目を離さないだけでな く、そばで介助するようにしましょう。

子どもの年齢や遊びの難易度・経験に応じて、手の届く範囲・声の届く範囲・目の届く範囲を定め、見守りましょう¹⁶。

(ウ) 危険な遊びや周りの人を押したりさせないようにしましょう。

すべり台で逆向きに登る、うんていの上に乗るなど、本来の使い方でない遊びや、周りの人に押されて転落する事故も起きています。遊具ごとの正しい遊び方を教えることは大切です。

(エ)子どもの服装や持ち物に注意しましょう。

消費者庁に寄せられた事故情報では、過去に服の一部や持ち物が遊具に引っ掛かったり、絡まったりして、死亡に至った事故もあります。

頭や首の周り、背中、裾にひもやフードの付いた子ども服や、肩に掛けるかばんやリュックサックのベルト等は、遊具に引っ掛かって思わぬ事故につながる可能性があります。特に、首は身体の中でも弱い部位で、首を締め付ける事故は命に関わるため要注意です。

子どもを遊ばせる際は、衣服や持ち物に危険なひもやベルトなどが付いていないか、あらかじめ確認しておきましょう。

¹⁵ 消費者庁「遊具による子供の事故に御注意!」(平成 28 年 2 月 10 日) から一部再掲 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160210kouhyou_1.pdf

¹⁶ 一般社団法人日本公園施設業協会「なかよくあそぼう あんぜんに 子どもと見守る人のために」 (令和4年1月)をもとに作成 <u>https://www.jpfa.or.jp/nakayoku_22.pdf</u>

(オ) 天候にも気を付けましょう。

屋外に設置してある遊具では、夏場は表面が高温になる物や、雨に濡れて滑りやすくなるものもあります。公園やアスレチック場などの屋外の遊具で遊ばせるときには、天候にも注意するようにしましょう。

(カ)<u>遊具の不具合や破損を見付けたら、利用を控え、管理者に連絡しまし</u>ょう。

遊具の部品の一部が緩んでいる、腐食が見られるなどの不具合や壊れている箇所を見掛けたら、利用を控え、管理者に連絡しましょう。

利用者から連絡があることで、管理者がより迅速に修理等に対応することができ、より安心な環境作りにつながります。

管理者が分からない場合など困った場合には、「消費者ホットライン」 (188) ¹⁷に電話して相談してください。

(参考)

一般社団法人日本公園施設業協会「仲良く遊ぼう安全に」(遊具の安全な利用方法の啓発パンフレット)(令和4年1月)

https://www.jpfa.or.jp/activity/nakayoku/

独立行政法人日本スポーツ振興センター「固定遊具の事故防止マニュアル~学校(園)における安全教育・安全管理のポイント~」(令和3年3月)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1962/Default.aspx

^{17 「}消費者ホットライン」は、全国共通の電話番号で、188番(局番なし)に電話すると、地方公共団体が設置している最寄りの消費生活相談窓口に案内される。

 $[\]frac{\texttt{https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline}{\texttt{ne}}$

② 家具等

ア概要

家具等から転落し入院を要する事故は 97件で、O歳が45件と半数近くを占め、 O~2歳で70件と7割以上となっていま す(図7)。男女別にみると男性が49件、 女性が48件でほぼ同数でした。



発生場所別にみると、「ベッド」の事故

が34件(35.1%)と最も多く、次いで「椅子」の事故が18件(18.6%)、「テーブル類」の事故が17件(17.5%)などとなっています。最も多いベッドの内訳をみると、大人用ベッドでの事故が11件、ベビーベッドでの事故が10件、2段ベッドでの事故が7件、その他6件となっています。

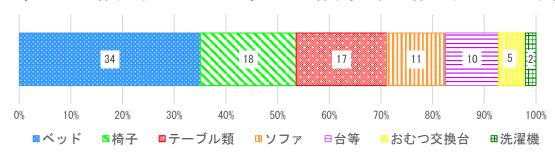


図 12 家具等からの転落における発生場所別件数 (入院事例 n=97) (医療機関ネットワーク事業)

主たる危害部位別にみると、「頭部・顔面・首」の受傷が 65 件と最も多く、「ベッド」「テーブル類」「椅子」等での事故が多くなっています。

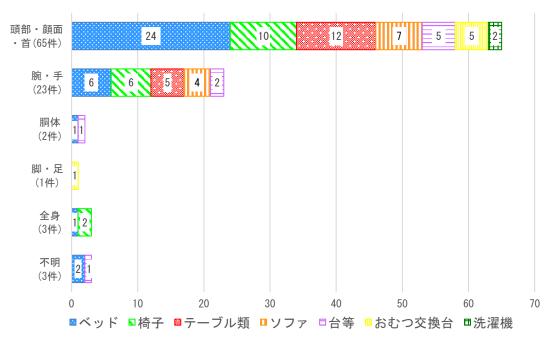


図 13 家具等からの転落における主たる危害部位別件数(入院事例 n=97) (医療機関ネットワーク事業)

イ 主な事故事例

【事例6(ベビーベッドの柵を上げ忘れて落下)】

寝室の高さ 80cm のベビーベッドの柵を下げて保護者が入浴の準備をしていた。着替えと風呂の準備のため別室に行った隙に、ドスッという音がして戻ると、ビニール性のクッション材の床に子どもが落下して仰向けで泣いていた。なかなか泣き止まないため電話相談をして救急外来を受診した。頭蓋骨骨折、硬膜外血腫、くも膜下出血の疑いにより約2週間の入院となった。いつもは柵を上げていた。前日から寝返りが始まったところだった。

(0歳3か月男児)

【事例7 (大人用ベッドから転落)】

高さ 40 cmの大人用ベッドに保護者と上の子と一緒に寝ていたところ、フローリングの床に転落して泣いた。物音で気づき、直接は目撃していない。頭蓋骨骨折により、4日間の入院となった。

(事故発生:平成30年7月、1歳男児)

【事例8 (<u>ハイチェア</u>からの落下)】

自宅で子ども用ハイチェアからフローリングに落下してすぐに泣いた。2~3分後に顔色が青白くなりその後元に戻ったため、不機嫌は続いていたが様子を見ていた。しばらくして嘔吐し、意識が低下したため、救急外来を受診した。急性硬膜外血腫、頭蓋骨の骨折により、手術室で開頭して血腫を取り除く緊急手術を行い、2週間以上の入院となった。

(0歳7か月女児)

【事例 9 (<u>子ども用の椅子</u>に立って転落)】

高さ 20 c m程度の子ども用の椅子に立って遊んでいたところ、右肘から転落した。 上腕を骨折のため即日手術し経過観察のため入院となった。

(事故発生:令和2年8月、5歳女児)

【事例 10(テーブルから落下)】

キッチンで洗い物をしていたところ、ドンという音で気付いて見てみると、ダイニングの床に倒れていた。直後に泣いたが、反応がなくなりいびきのような呼吸になったため救急搬送され、急性硬膜下血腫のため約1か月入院となった。以前、ソファを足がかりにテーブルに上ったことがあることから、テーブルから落下したと思われる。テーブル横の段差も加わり高さは約1mあった。

(事故発生:令和2年9月、1歳女児)

【事例 11(ソファからの転落)】

ミルクを飲ませた後、ソファに寝かせていた。保護者は同じ部屋で洗い物をしていたところ、泣き声で気付いて見ると、ソファの下でうつぶせになっていた。その後は普段と変わらなかったが、翌日、頭部の血腫に気付き病院を受診した。頭蓋骨骨折のため、約2週間の入院となった。

(0歳6か月女児)

【事例 12(おむつ交換台で寝返りをして転落)】

外出先のおむつ交換台でベルトを締めずにおむつ替えをしていた。保護者が目を離した隙に寝返りをして、高さ約1mから地面に転落し、救急搬送となった。全身の状態は良好だったが、頭頂部の血腫と頭蓋骨骨折のため、経過観察目的に入院となった。

(0歳8か月女児)

【事例 13 (洗濯機に寝かせて落下)】

保護者と入浴後、脱衣所で保護者が着替えている間、縦型洗濯機の上にバスタオルを敷き、仰向けに寝かせていた。洗濯機の上はやや傾斜しており約 90 cmの高さから、目を離した隙に落下した。その後、嘔吐し、うとうとする意識障害がみられたため、救急要請となった。硬膜下血腫とくも膜下出血のため入院となった。

(0歳2か月女児)

ウ 事故防止のためのポイント

事故の多い〇〜2歳は、寝返りやハイハイ、つかまり立ちから一人歩きなど、運動機能の発達とともに短期間でできることが広がっていきます。特に〇歳児では、一時的に子どもを置いた場所から目を離した隙に転落する事故が目立ちます。また、1歳の子どもが低い家具に立って転倒したり、家具を足がかりに高いところに登って転落する事例もみられました。

この時期の育児では多くの作業や注意を要することがある中で、転落だけに集中して見守ることは現実的には困難です。一方で、転落した場合には重大な事故につながるため、高い場所に子どもを置かない、柵やベルトを活用するなど、事前の対策が大切です。また、転落時には、落下した場所で埋もれて窒息する等の二次的な事故にも注意が必要です。

【ベッド18】

(ア)大人用ベッドに寝かせるのではなく、満2歳になるまではできるだけ ベビーベッドに寝かせましょう。

寝かしつけのため大人用ベッドを使用し、保護者が添い寝をする場合は、子どもを一人にせず、寝かしつけた後にできるだけ子どもをベビーベッドに移しましょう。

(イ)ベビーベッドを使用する場合は、<u>転落防止のため、柵は常に上げて使</u> 用しましょう。

柵を上げ忘れて転落した事例もみられました。床板の高さが変えられるベビーベッドの場合は、つかまり立ちをし始めたら床板を低くして、

¹⁸ 消費者庁「O~1歳児のベッドからの転落事故に御注意ください!-頭部を負傷する事故に加え、窒息事故も報告されており、ベビーベッドの安全基準が見直されています-」(令和2年11月13日)を一部再掲。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_041/

子どもが柵を乗り越えられないようにするとともに、足がかりになる物を中に入れないようにしてください。

なお、ベビーベッドは消費生活用製品安全法の特別特定製品の一つとして指定されており、国が定めた安全基準に適合していることを示す「PSCマーク」を付した製品でなければ、国内では販売できません。「PSCマーク」の表示があることを確認しましょう。

- (ウ) 転落時の窒息事故を防ぐために、ベッドの周囲の環境を整えましょう。
 - 1) ベッドと壁の間に<u>隙間ができないよう、しっかりとくっつけて固</u> 定しましょう。

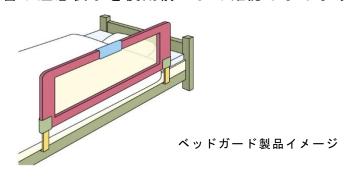
子どもの頭や顔が挟まってしまう隙間があると、子どもが寝ている間に動き回って、転落して隙間に挟まり窒息するおそれがあります。

2) <u>ベッドの周りに、枕、毛布、クッション等を置かないようにしま</u> しょう。

転落時の衝撃緩和や、隙間をなくすことが目的であっても、子 どもの鼻や口を覆ってしまいます。

3)大人用ベッドに取り付ける<u>幼児用ベッドガードは、生後 18 か月未</u> 満の乳幼児には絶対に使用しないでください。

しっかりと固定しても、子どもが隙間に挟まるおそれがあります。製品購入前に子どもがその製品の対象月齢か確認し、購入後は、製品の取扱説明書や注意表示を使用前によく確認しましょう。



【椅子等】

- (ア) ハイチェアなどの乳幼児用製品は取扱説明書に従い<u>身体を保持するベルトを適切に使用し、目の届く範囲で使用しましょう</u>。
- (イ) <u>平らな床に置きましょう</u>。傾斜や段差、柔らかい表面などの場合に椅子ごと転倒して子どもが転落するおそれがあります。
- (ウ) 椅子の上で立ち上がったり遊ばないようにしましょう。

【テーブル類、台等】

- (ア) 一時的でも<u>乳幼児をテーブルの上に寝かせるのはやめましょう</u>。 ほんの少し目を離した隙に、寝返りをして転落する事例も見られます。また、入浴時の着替えで洗濯機の上に寝かせて転落した事例もありました。ちょうど良い位置・高さに子どもを置くことができる台があっても、安全を優先しましょう。
- (イ) おむつ交換台に乗せる際は<u>事前に準備し、子どもをおむつ交換台か</u> ら降ろした後に片付けをしましょう¹⁹。

台に乗せてからは、子どもから離れたり、目を離したりしないようにしましょう。また、備え付けのベルトがある場合は必ず利用してください。

¹⁹ 独立行政法人国民生活センター「おむつ交換台からの子どもの転落に注意!一頭部損傷リスクが高く、入院する事例が寄せられていますー」(令和 2 年 3 月 19 日) https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200319_1.html

③ 抱っこ・おんぶ等

アの概要

抱っこやおんぶ等から転落して入院した事故は 62件で、約7割の 44件が0歳でした(図7)。状況別にみると、「抱っこ・おんぶ」による事故が 32件(51.6%)と最も多く、次いで、「抱っこひも」による事故が 16件(25.8%) などとなっています。



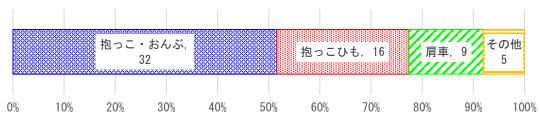


図 14 抱っこ・おんぶ等からの転落における状況別件数 (入院事例 n=62) (医療機関ネットワーク事業)

主たる危害部位別にみると、「頭部・顔面・首」の受傷が 55 件と約 9 割を占めており、「抱っこ・おんぶ」「抱っこひも」「肩車」の順に多くなっています。

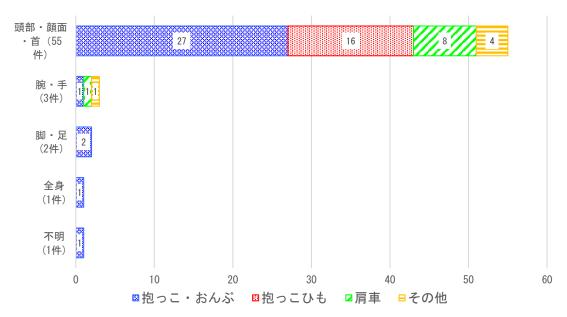


図 15 抱っこ・おんぶ等からの転落における危害部位別件数 (入院事例 n=62) (医療機関ネットワーク事業)

イ 主な事故事例

【事例 14(<u>抱っこ</u>中に子どもが暴れて落下)】

子どもをあやすために縦抱きをしていた。保護者がミルクを取ろうと右手を離したときに本人が暴れて、1 m程度下のフローリングに落下した。心配になり病院を受診した。頭蓋骨骨折と硬膜外血腫のため約2週間の入院となった。

(0歳0か月男児)

【事例 15(抱っこひもの側方から落下)】

来客があり、玄関の扉を閉めようとかがんだ際に抱っこひもの左側から滑り落ち、約70cm下のコンクリートの床にぶつかった。すぐに泣いたが嘔吐はなかった。急性硬膜下血腫、急性くも膜下出血、頭蓋骨骨折により約2週間の入院となった。

(0歳0か月女児)

【事例 16 (肩車で後ろ側に落下)】

店舗で保護者が子どもを肩車していたところ、後ろ側に転落しタイルの床に後頭部を打撲して泣いた。その後ぐったりしたため病院を受診したところ、頭蓋骨骨折と脳振盪により4日間の入院となった。

(事故発生:平成30年10月、3歳女児)

ウ 事故防止のためのポイント

子どもは思わぬ動きをすることがありますが、子どもを抱っこ等をしている保護者等が注意することで防げる事故があります。保護者等が立っている場合、子どもの落下高さは1mを超えることになり、フローリングであっても頭部に傷害を負う可能性が高いと考えられます²⁰。

- (ア) おんぶや抱っこをする時や、降ろす時は、低い姿勢で行いましょう。
- (イ) <u>抱っこひもの使用時に前かがみになる時は、必ず子どもを手で支えま</u> しょう。

物を拾うなどで、前にかがんだ際、ひもをすり抜けて子どもが転落する事例もあります。頭が下向きにならないように、膝を曲げ、腰を落とすようにしましょう。

- (ウ)<u>抱っこひものバックル類の留め具や、ベルトの緩みを確認しましょう</u>。 着ている服の厚みや使う人の体格に合わせて、ひもの緩みがないよう に毎回調整しましょう。
- (エ)<u>抱っこひもは、子どもの発達と対象年齢にあった製品を選び、取扱説</u> 明書を読んで、正しく使用しましょう。

(参考)

東京都生活文化局「抱っこひもからの転落事故に気を付けて!」リーフ レット

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h26/press/leaflet.html

²⁰ 東京都生活文化局「抱っこひも等の安全対策~東京都商品等安全対策協議会報告書~」(平成 26 年 12 月)

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h26/press/houkoku.html

4) 階段等

アの概要

階段等から転落して入院を要する事故は39件で、6割以上の26件が0~2歳でした(図7)。主たる危害部位別にみると、「頭部・顔面・首」の受傷が25件と最も多くなっています。



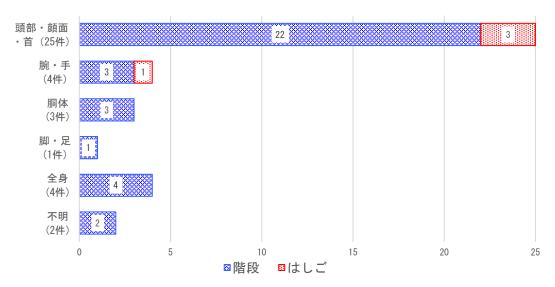


図 16 階段等からの転落における主たる危害部位別件数(入院事例 n=39) (医療機関ネットワーク事業)

イ 主な事故事例

【事例 17 (階段の柵を閉め忘れて転落)】

2階リビングに子どもがいた。普段、階段は転落防止の柵を閉めていたが、急いで 出掛ける準備をしていたため閉まっていなかった。突然どかんという音がして、保 護者が見に行くと数段を落下しており、ほぼ最下段で保護者が拾い上げた。全身打 撲と頭部挫創により2日間の入院となった。

(事故発生:令和2年2月、1歳男児)

【事例 18 (ロフトのはしごで足が滑り転落)】

ロフトのはしごの5段目から降りるときに足が滑って転落し後頭部を打撲した。激しく泣き顔が蒼白に見えたが、その後は穏やかに眠っていた。頭蓋骨骨折のため経過観察目的に3日間の入院となった。

(事故発生:令和元年5月、2歳男児)

ウ 事故防止のためのポイント

階段からの転落事故は、ハイハイを始める1歳前から発生し、歩けるようになる1歳の子どもを中心に多くみられました。また、東京消防庁の「救急搬送データ」では0歳を除く年代で要因別の1位となっています(図4)。

階段の場合、一段ずつの高さは小さいですが、最上段から最下段まで落下すれば数メートルの落差になり、入院を要する事故も発生しています。 転落防止用の柵(ベビーゲート)を正しく利用するなどして、近づけない 工夫が大切です。

(ア) ベビーゲートを正しく取り付けましょう。

階段に近づかないようにベビーゲートを活用しましょう。階段上への設置禁止など、設置する場所、幅、材質によって、使えるベビーゲートの種類が異なります。購入前に、設置する場所や商品の表示をよく確認しましょう。

(イ)ベビーゲートは、常に閉める習慣をつけ、必ずロックをかけましょう。 せっかく取り付けたベビーゲートも、正しく使用しないと意味があり ません。面倒がらずに、保護者や兄姉などの家族皆で、常に閉めておく 習慣を付けておきましょう。また、簡単に開かないようにロックもかけ るようにしましょう。

ダブルロックなどロック解除に複数の動作を要したり、開けた扉が自動で閉まるオートクローズなどの安全対策機能を有する製品もあります。

- (ウ)設置したベビーゲートは、<u>定期的に確認しましょう</u>。 扉は完全に締まるか、傾き、がたつき、緩みがないかなど定期的に確認しましょう。
- (エ)ベビーゲートの<u>対象年齢を超えたら使用をやめましょう</u>。 使用対象年齢を超えると、ロックを解除できたり、乗り越えられたり して、転落防止にはならないおそれがあります。子どもの成長に合わせ て対策を考えましょう。

(参考)

東京都商品等安全対策協議会報告「ベビーゲート等の使用に関する安全確保」(令和2年3月16日)

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/r1/r1-4 report.html

<u>リーフレット「ベビーゲートを安全に使いましょう!」</u>

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/r1/r1-5_leaflet.html

⑤ 窓・ベランダ等

アの概要

窓・ベランダ等から転落して入院を要する事故は 30 件で、6割以上の 19 件が 3 ~ 8歳でした(図 7)。発 生場所別にみると、「窓」からの事故が 16 件 (53.3%)、 物置等の「屋根」からの事故が 7 件 (23.3%) などとなっています。



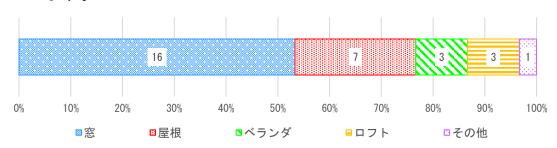


図 17 窓・ベランダ等からの転落における発生場所別件数 (入院事例 n=30) (医療機関ネットワーク事業)

主たる危害部位別にみると、「頭部・顔面・首」の受傷が 13 件と最も多く、「窓」からの事故が多くなっています。

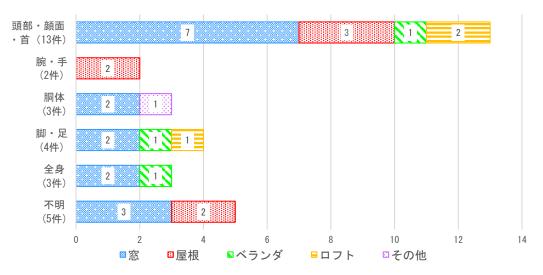


図 18 窓・ベランダ等からの転落における主たる危害部位別件数 (入院事例 n=30) (医療機関ネットワーク事業)

イ 主な事故事例

【事例 19 (網戸が外れて窓から転落)】

自宅の2階で子ども同士で遊んでいた。ベッド横の窓の網戸に寄りかかったところ、網戸が外れ転落した。転落時カーテンをつかんだためか破れたカーテンも一緒に落ちていた。窓の高さは地上から5mで地面はコンクリートだった。窓の真下にある1階の部屋のひさしがへこんでいた。脳震盪を起こしているため入院となった。

(事故発生:平成30年8月、9歳女児)

【事例 20 (物置の屋根で遊んでいて落下)】

自宅庭の高さ約 2.5mの物置の屋根に乗り遊んでいたところ落下した。地面は土で、その上にプラスチックの柔らかい板があった。自力で玄関まで移動したところ、家族(きょうだい)が気付き、保護者が救急要請した。頭部挫創、全身打撲により 2日間の入院となった。

(事故発生:令和2年6月、8歳男児)

【事例 21 (ベランダの柵を超えて落下)】

2階に子どもを残し、保護者は1階で食事の準備をしていた。庭で大きな音がして児の泣き声が聞こえたため見に行くと、子どもが座って泣いていた。背中に土がついており2階のベランダの柵を超えて4~5mの高さから落ちたようだった。いつもベランダへの窓は二重に施錠していたが、この日は網戸にしており、網戸が開けられていた。ベランダに柵はあったが、高さ約50㎝のところに足をかけて登ることができる段差があった。救急搬送され、全身打撲で3日間入院した。

(事故発生:平成29年8月、4歳男児)

ウ 事故防止のためのポイント

窓・ベランダ等からの転落事故は、高所からの落下により地面に強いエネルギーで衝突するため、生命に関わる重大なけがにつながるおそれがあります。死亡事故も発生しています(図 1)。

東京消防庁によると2階からの転落事故が多く、2階からであっても 多くが入院を要する中等症以上と診断されている²¹ため、高層階に限らず 窓やベランダ等には以下の転落防止の対策²²をとりましょう。

<窓やベランダ周辺の環境づくり>

- (ア)子どもが勝手に窓を開けたり、ベランダに出たりしないように、窓には子どもの手の届かない位置に補助錠を付けましょう。換気をする際も同様です。
- (イ) <u>窓やベランダの手すり付近に足場になるようなものを置かない</u>ように しましょう。
 - 1)窓の近くにソファ、ベッド、棚などの家具や、ベランダの手すり付近に使わなくなったおもちゃ、ごみ箱、プランター、水槽等は踏み台にしてしまうので置かないようにしましょう。
 - 2) ベランダに椅子やテーブルを置いて、くつろぐ場所として活用する

²¹ 東京消防庁「住宅等の窓・ベランダから子どもが墜落する事故に注意!」 5 発生階別初診時程度 (令和4年7月13日閲覧)

https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/topics/children/veranda/index.html

²² 消費者庁「窓やベランダからの子どもの転落事故に御注意ください! -網戸に補助錠を付ける、ベランダに台になる物を置かないなどの対策を-」(令和2年9月4日)より一部再掲。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_037/assets/consumer_safety_cms205_200904_01.pdf

スタイルが注目されていますが、椅子などを手すりから離して置いていても、子どもが移動させて足がかりにすることも考えられるため、使用後には室内に取り込むなど、置きっぱなしにしないことが大切です。

- 3) エアコンの室外機を新たに設置する場合や、設置場所を見直す場合は、手すりから 60cm 以上離すか、上からつるしましょう。
- (ウ) <u>窓、網戸、ベランダの手すり等に劣化がないか定期的に点検</u>しましょう。

1歳の体重でも網戸に寄りかかると、外れて転落することがあります。 網戸が外れやすくなっていたり、網が剥がれそうになっていないか確認 しましょう。

<子どもの見守り・子どもの教育>

- (エ) 小さな子どもだけを家に残して外出しないようにしましょう。
 - 「ちょっとそこまで」という気持ちで家族のお迎えに、寝ている子どもを家に残していると、子どもが目を覚まして、窓等の鍵を開け、ベランダから外の様子をのぞき込むことで事故になるおそれがあります。
- (オ)<u>窓を開けた部屋やベランダでは小さな子どもだけで遊ばせない</u>ように しましょう。

子どもは、外から聞こえてくる電車の音、家族や友達の声、犬の泣き 声、自動車が駐車する音に反応して走り出し、手すりなどをよじ登って 外を確認しようとして転落することがあります。また、窓やベランダか ら家族などの見送りをするために、手すりによじ登り、下をのぞき込ん だりして転落してしまうこともあります。

(カ)<u>窓枠や出窓に座って遊んだり、窓や網戸に寄りかかったりさせない</u>よ うにしましょう。

4 参考

(1)過去の注意喚起等

消費者庁「窓やベランダからの子どもの転落事故に御注意ください! -網戸に補助錠を付ける、ベランダに台になる物を置かないなどの対策を-」(令和2年9月4日) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_037/assets/consumer_safety_cms205_200904_01.pdf

消費者庁「O~1歳児のベッドからの転落事故に御注意ください!-頭部を負傷する事故に加え、窒息事故も報告されており、ベビーベッドの安全基準が見直されています-」(令和2年11月13日)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_041/

消費者庁「遊具による子供の事故に御注意!」(平成 28 年 2 月 10 日) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160210kouhyou_ 1.pdf

独立行政法人国民生活センター「おむつ交換台からの子どもの転落に注意! - 頭部損傷リスクが高く、入院する事例が寄せられています-」(令和2年3月19日) https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200319_1.html

東京消防庁「住宅等の窓・ベランダから子どもが墜落する事故に注意!」 https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/topics/children/veranda/index.html

(2) 啓発資料

消費者庁「子どもの事故防止ハンドブック」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_002/

東京消防庁「STOP! 子どもの「転落・墜落」」 https://www.tfd.metro.tokvo.lg.jp/lfe/topics/stop/stop06.html

政府広報オンライン「ご注意ください!窓やベランダからの子どもの転落事故」 https://gov-online.go.jp/useful/article/202107/3.html

く游具>

一般社団法人日本公園施設業協会「仲良く遊ぼう安全に」(令和4年1月) https://www.jpfa.or.jp/activity/nakayoku/

独立行政法人日本スポーツ振興センター「固定遊具の事故防止トレーニングカード・ワークシート」

 $\frac{\text{https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1985/Default.as}{\text{px}}$

<乳幼児向け製品>

経済産業省「乳幼児用ベッドを使用する保護者の皆様へ〜安全に使用する上での注意事項 〜」

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20130401_infant_bed.pdf

独立行政法人製品評価技術基盤機構 注意喚起動画「抱っこひも 1. 誤った使い方で落下」 https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/2019072502.html

東京都生活文化局 リーフレット 「抱っこひもからの転落事故に気を付けて!」 https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h26/press/leaflet.html

東京都生活文化局 リーフレット「ベビーゲートを安全に使いましょう!」 https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/r1/r1-5_leaflet.html

(3) 事故に関するデータベース等

消費者庁・独立行政法人国民生活センター「事故情報データバンク」 https://www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/

公益社団法人日本小児科学会「Injury Alert (傷害速報)」 http://www.jpeds.or.jp/modules/injuryalert/

独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校事故事例検索データベース」 日本スポーツ振興センターが行っている災害共済給付業務において給付した障害・死亡事 例を検索することができます。

 $\frac{\text{https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.asp}}{x}$

国土交通省 国土技術政策総合研究所「建物事故予防ナレッジベース」 日常生活において建物内やその周辺で起こる、転倒や転落などの事故を予防するために、 実際に起きた事故事例や対策を集めたものです。 https://www.tatemonojikovobo.nilim.go.jp/

(4)子どもが使う製品のマーク

子どもが使う製品の中には、安全に配慮されていることを示すマークが付いたものがあります。マークの意味を知って、製品選びに役立てましょう。なお、購入する際は、対象となる月齢や年齢に合っているか確認し、取扱説明書や使用上の注意をよく読んでから正しく使いましょう。

SGマーク



Safe Goods (安全な製品)を表し、一般財団法人製品安全協会が定めた安全基準に適合していることを示すマークです。

万が一、SGマーク付き製品に欠陥があり、それを原因として 人身損害が発生した場合、対人損害を賠償する制度も付加され ています。

SGマークの表示対象の子ども向け製品には、抱っこひも、ベビーカー、すべり台、乳幼児用ベッド、幼児用ベッドガード、ハイチェア、移動防止柵、揺動シート、ハイローラックなどがあります。

https://www.sg-mark.org/

PSCマーク



Product(製品)、Safety(安全)、Consumer (消費者)を表し、消費生活用製品安全法により定めた安全基準検査に合格した製品に付いています。石油ストーブなど消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品が対象製品として指定されており、これらは PSC マークがないと販売できません。対象製品には、製造又は輸入事業者に国の安全基準に適合しているかどうかの自己確認が義務付けられている「特別特定製品以外の特定製品」と第三者機関の検査が義務付けられている「特別特定製品」に指定されているものがあり、乳幼児用ベッドなどが「特別特定製品」に当たります。

(5) 公園の遊具の認証マーク

公園の遊具には、一般社団法人日本公園施設業協会により「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S: 2014」に基づき、同協会が認定している品質・安全性をベースとした認証マークがあります。利用する際は参考にしましょう。

SP マーク



SP(セーフティープロダクト)マークは、一般社団法人日本公園施設業協会(JPFA)が定めた規準に準拠していることを示しています。公園の遊具については、以下が規準となります。

遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014

点検済シール



定期点検(年に1回以上。目視診断・触手診断・聴音診断・打音診断・揺動診断、あるいは JPFA 検査器具や測定機器などを使用して行う点検。)や精密点検が「SP 表示認定企業」にて実施され、劣化に関して健全であり、かつ JPFA-SP-S:2014 に関して適合していると認められた遊具に貼付されます。

一般社団法人日本公園施設業協会

遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014 https://www.jpfa.or.jp/activity/kijyun/ SPマーク https://www.jpfa.or.jp/certification/sp/ 厚生労働省「子ども医療電話相談事業(#8000)について」

保護者の方が、休日・夜間の子どもの症状にどのように対処したらよいのか、病院を受診したほうがよいのかなど判断に迷ったときに、小児科医師・看護師に電話で相談できるものです。

※お住いの都道府県によって、実施されている時間帯が異なります。

https://www.mhlw.go.jp/topics/2006/10/tp1010-3.html

総務省消防庁「全国版救急受診アプリ(愛称「Q助」)」

該当する症状及び症候を画面上で選択していくと、緊急度に応じた必要な対応(「今すぐ救急車を呼びましょう」「できるだけ早めに医療機関を受診しましょう」「緊急ではありませんが医療機関を受診しましょう」又は「引き続き、注意して様子をみてください」)が表示されます。

https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate003.html

公益社団法人日本小児科学会「ONLINE QQ こどもの救急」

http://kodomo-qq.jp/

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL: 03 (3507) 9200 (直通)

FAX: 03 (3507) 9290

URL : https://www.caa.go.jp/

消費者庁

「子どもを事故から守る!事故防止ポータル」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consu

mer_safety/child/project_002/



大



▼ 本文へ ▶ 採用情報 ▶ 申出・問合せ窓口 ▶ English 文字サイズ

報道資料一覧 新着情報一覧

会議資料一覧 サイト内検索

検索

テーマ別メニュー 消費者庁について お知らせ 政策 法令 刊行物

消費者庁ホーム > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしごと) > 消費者安全 > 子どもの事故防止ポータル > 子ども安全メール、Twitterのご紹介 > 過去の「子ども安全メール from 消費者庁」 > Vol.608 転落に注意! - 窓やベランダ周りを今一度確認を!

Vol.608 転落に注意! - 窓やベランダ周りを今一度確認を!





9歳以下の子どもが建物の窓やベランダなどから転落(※1)して亡くなる事故は、令和2年までの5年間に21件発 生しています(※2)。また、東京消防庁のまとめでは、月別の救急搬送人員は、5月に次いで10月に多く発生し ています(※3)。過ごしやすい季節、窓を大きく開けて、室内に風を通したいところですが、小さな子どもがい る空間では注意が必要です。

転落事故は落ち始めて地面に着くまであっという間です。見守りは大切ですが、事故が起きないように事前の対 策をしておくことが重要です。消費者庁が実施した子どもの安全等に関するアンケート(※4)では、事故対策と して知っている人のうち、「実践している・していた」と回答した割合が最も低かったのは「窓が大きく開かな いように補助錠を付ける」でした。今一度、窓やベランダ周辺を確認しましょう。

<窓やベランダ周辺の環境づくり>

- 子どもが勝手に窓を開けたり、ベランダに出たりしないように、手の届かない位置に補助鍵を付ける
- 窓やベランダの手すり付近に、足がかりになるような物を置かない
 - 窓の近くにソファなどの家具、ベランダの手すり付近にプランターなどを置かない
 - ベランダに椅子やテーブルなどを手すりから離して置いていても、子どもが移動させて足がかりにする ことも考えられるため、使用後には室内に取り込むなど、置きっぱなしにしない
 - エアコンの室外機の設置場所を見直す場合は、手すりから60cm以上離すか、上からつるす
- 窓、網戸、ベランダの手すり等に不具合がないか定期的に確認

<子どもの見守り・子どもの教育>

- 小さな子どもだけを家に残して外出しない
- 窓を開けた部屋やベランダでは小さな子どもだけで遊ばせない
- 窓枠や出窓に座って遊んだり、窓や網戸に寄りかかったりさせない

消費者安全

- 子どもを事故から守る!事故 防止ポータル
- ▶ 消費者への注意喚起
- ▶ 公表資料
- ▶ 会議・研究会等
- ▶ 事故情報の集約等
- ▶ 食品安全に関する取組
- ▶ 製造物責任法の概要Q&A

国土交通省では、共同住宅(分譲マンション及び賃貸住宅)を対象に、転落防止の手すり等の子どもの安全確保等に資する設備の設置等に対する支援事業を実施しています。詳細は下記ページをご確認ください。

「子育て支援型共同住宅推進事業」の令和4年度の募集を開始します!~6月1日(水)スタート~(国土交通省)

- (※1)一般的に「転落」事故と「墜落」事故の2つの表現がありますが、ここでは、墜落事故を含めて転落と表現しています。
- (※2)▶消費者庁「子どもの転落事故に注意! 落ちるまではあっという間です。事前の対策で事故防止を -」
- (※3) 東京消防庁「住宅等の窓・ベランダから子どもが墜落する事故に注意!」
- (※4) ▶ 消費者庁「令和4年度消費生活意識調査(第1回)の結果について」

(参考)

消費者庁「窓やベランダからの子どもの転落事故に御注意ください! -網戸に補助錠を付ける、ベランダに台になる物を置かないなどの対策を-」

政府広報オンライン「ご注意ください!窓やベランダからの子どもの転落事故」

政府インターネットテレビ「お心当たりありませんか?『子どもの転落事故』に気を付けて!」

(過去の関連メール)

▶ Vol.590 窓やベランダからの転落に注意!

担当:消費者安全課

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館(▶地図) 電話番号:03-3507-8800(代表) 法人番号:5000012010024 $\label{lem:copyright} \textbf{ @ Consumer Affairs Agency, Government of Japan. All Rights Reserved.}$

大



ホーム

▼ 本文へ ▶ 採用情報 ▶ 申出・問合せ窓口 ▶ English 文字サイズ

新着情報一覧 報道資料一覧 会議資料-

会議資料一覧 サイト内検索

検索

消費者庁ホーム > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしごと) > 消費者安全 > 子どもの事故防止ポータル > 子ども安全メール、Twitterのご紹介 > 過去の「子ども安全メール from 消費者庁」 > Vol.593 子どもの熱中症対策を心がけましょう!

Vol.593 子どもの熱中症対策を心がけましょう!





気温が高い日や湿度が高く蒸し暑い日が発生する6月頃から、熱中症による救急搬送が多くなります(※1)。今年の夏は気温が高くなる予報が発表されており(※2)、夏本番に向けて、こまめな水分補給の習慣や、徐々に暑さに身体を慣れさせる(暑熱順化)など対策を始めましょう。エアコンの試運転も早めに行い(※3)、いつでも使用できるよう準備しておきましょう。

消費者庁・国民生活センターには、子どもの熱中症に関する情報が医療機関(※4)から寄せられています。

- 「昼過ぎ1時間ほど公園で遊んでいたところ、一緒にいた友人は汗をかいていたが、本人は汗をかいておらず、顔色が白く、嘔吐をしたため、身体を冷却して受診した。熱中症と診断された。」(5歳)
- 「旅行先から車で帰る際、エアコンが効かず氷で冷やしていたが、帰宅後、夜になって元気がなく体温が40° Cになっていたため受診した。熱中症が疑われた。」(2歳)
- 「午後に野球の練習中、ランニングをしている時に倒れた。めまいや吐き気などの症状があり、熱中症のため2日間入院した。昼頃から水分補給をしていなかった。」(14歳)

また、自動車内での子どもの閉じ込めにも注意が必要です。夏場の車内は短時間で高温になります。キーの置き 忘れ、誤操作や誤作動によりロックされるトラブルも発生しており、子どもが車内に残されていた場合は非常に 危険です。そのような場面に遭遇したら、すぐに警察と消防に通報してください。キーは肌身離さず携帯しましょう。

「子どもが車の中からドアをロックしてしまい、20分後に救出された。体温は39℃台で意識ははっきりとしていたが、汗を多量にかいていた。点滴をしてしばらく経過観察となった。」(2歳)

子どもは体温の調節機能が未発達で、体に熱がこもって体温が上昇しやすくなります。また、身長が低く、地面からの照り返しの影響を強く受けるため、大人よりも高温の環境下にさらされています。子ども自身が体調の変化に気付かないことや、伝えられないこともあるため、周囲の大人が顔色や汗のかき方などに気を配る必要があります。

<子どもの熱中症予防のポイント>

- 気温と湿度をこまめにチェック。暑さ指数や熱中症警戒アラートも参考に(※5)
- エアコンや扇風機を適切に使う

消費者安全

- 子どもを事故から守る!事故 防止ポータル
- ▶ 消費者への注意喚起
- ▶ 公表資料
- ▶ 会議・研究会等
- 事故情報の集約等
- ▶ 食品安全に関する取組
- ▶ 製造物責任法の概要Q&A

- のどの渇きを感じなくても、こまめに水分補給する
- 通気性の良い服装で、帽子など日よけ対策も
- 無理をせず、適度に休憩する
- 十分な睡眠と食事を取る
- 短時間であっても絶対に車内を子どもだけにしない。降ろし忘れにも注意。

また、子どものマスク着用については、熱中症予防の観点等から、外すことが推奨されている年齢や場面があります(※6)。

<熱中症になってしまった場合の応急処置>

- 呼びかけに答えない場合は、すぐに救急車を呼ぶ
- 涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、安静に寝かせる
- 首の周り、脇の下、太ももの付け根など太い血管の部分を冷やす
- 水分や塩分を補給する
- 病院へ行く?救急車を呼ぶ?迷ったら #7119へ
- (※1) 東京消防庁「夏本番前から熱中症予防対策を!!」
- (※2) 気象庁「向こう3か月の天候の見通し 全国 (06月~08月)」
- (※3) 製品評価技術基盤機構「7月から急増『おうち熱中症』に要注意 ~「早めのエアコン試運転」で猛暑を乗り越えましょう~」

(※4)医療機関ネットワーク事業:消費者庁は(独)国民生活センターと共同で、平成22年12月より、医療機関(令和4年6月現在で30機関が参画)から事故情報の提供を受けています。

- (※5) 環境省「熱中症予防情報サイト」
- (※6) 厚生労働省、文部科学省「子どものマスク着用について」

(参考)

厚生労働省「熱中症予防のための情報・資料サイト」

過去の関連メール

▶ Vol.556 熱中症を防ぐために!

担当:消費者安全課

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館(▶地図) 電話番号:03-3507-8800(代表) 法人番号:5000012010024 Copyright © Consumer Affairs Agency, Government of Japan. All Rights Reserved.